

資料 3

かごしま子ども未来プラン 2025

鹿児島県

目次

第1章 計画の策定について	5
1 計画の位置づけ	5
2 計画策定の趣旨	5
(1) 「子ども計画」、「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業支援計画」策定の趣旨	5
(2) 包含する各計画の策定趣旨	6
3 計画の期間	8
第2章 計画策定の背景	9
1 少子化をめぐる状況	9
(1) 人口と人口構造の推移	9
(2) 婚姻の状況	12
(3) 子どもの数	17
(4) 就労	26
(5) 仕事と育児の両立	30
(6) 気運の醸成	42
2 母子及び父子並びに寡婦の状況	43
(1) ひとり親世帯の状況	43
(2) 寡婦世帯の状況	44
(3) 支援事業の実施状況	45
3 子どもの貧困の状況	47
(1) 全国の相対的貧困率等	47
(2) 生活保護受給世帯等	49
(3) 進学率、就職率	50
(4) 就学援助	51
(5) 「かごしま子ども調査」調査結果	52
4 子どもの状況	58
(1) 学習状況	58
(2) 体力	59
(3) 児童虐待	61
(4) 安心・安全	62
(5) 携帯電話、スマートフォン	68
(6) かごしま地域塾	70
(7) 居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所など）	70
(8) 医療的ケア児・者の状況	71
5 母子保健の状況	73
(1) 妊娠届の状況	73

(2) 乳児死亡・新生児死亡	73
(3) 周産期死亡	74
(4) 低出生体重児	75
(5) 人工妊娠中絶	76
(6) 性感染症	76
(7) 妊娠中の妊婦の喫煙率	77
(8) 自殺	77
(9) むし歯	78
(10) 母子保健サービス等の提供の状況	78
(11) 予防接種率	81
6 教育・保育等の状況	83
(1) 教育・保育施設の状況	83
(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況	86
(3) 保育士等の確保	92
第3章 これまでの取組と成果	96
1 これまでの取組と成果	96
2 目標達成状況	97
(1) 重点数値目標	97
(2) 包含する計画において掲げる目標値	98
(3) その他	100
第4章 計画の基本理念と推進体制	101
1 基本理念、基本目標及び施策の方向	101
2 施策体系	102
3 推進体制	104
(1) 県の推進体制	104
(2) 県民との協働	104
(3) 市町村との連携	104
4 点検、評価、見直し	104
(1) 点検、評価	104
(2) 見直し	104
第5章 施策の方向	105
施策の方向 1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	105
基本施策 (1) 総合的な結婚支援の推進	105
基本施策 (2) 健やかな妊娠・出産への支援	107
基本施策 (3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保	114
施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり	119
基本施策 (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成	119
基本施策 (2) 地域における子育ての支援	122

基本施策 (3) 保育士等の人材確保.....	140
基本施策 (4) 子育て世代の経済的負担の軽減.....	143
基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり.....	146
施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり	151
基本施策 (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	151
基本施策 (2) 安全で安心な学校づくり	157
基本施策 (3) 特別支援教育の充実.....	159
基本施策 (4) 幼児教育の充実	162
基本施策 (5) 郷土教育の推進	164
基本施策 (6) 家庭教育の充実	166
基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成.....	169
施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	175
基本施策 (1) 子ども・若者の権利の尊重	175
基本施策 (2) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	177
基本施策 (3) 児童虐待防止対策の充実	179
基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり	183
基本施策 (5) 子どもの居場所づくり	201
基本施策 (6) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援	204
基本施策 (7) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進.....	206
基本施策 (8) 子ども・若者の社会的自立の支援.....	211
基本施策 (9) 社会的養育の充実・強化	216
施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	218
基本施策 (1) 良好的雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	218
基本施策 (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進	220
基本施策 (3) 雇用の場の確保	223
施策の方向及び基本施策と各計画の関係.....	225
鹿児島の特徴を生かした子ども・子育ての取組	227
(1) 「優しく温もりのある地域社会」を生かした取組.....	227
(2) 「教育的風土や伝統的な地域の教育力」を生かした取組.....	227
(3) 「豊かな自然、個性ある歴史と多彩な文化」を生かした取組.....	228
(4) 「成長著しいアジアに近接した地理的優位性」を生かした取組	228
第6章 子ども・子育て支援新制度の推進	230
1 区域の設定	230
(1) 趣旨	230
(2) 内容	230
2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策	231
(1) 各区域.....	231
(2) 県計（参考値）	252
(3) 県の認可、認定に係る需給調整の考え方.....	253

3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制	254
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方	254
(2) 教育・保育の必要性と推進方策	254
(3) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携	254
(4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上	254
4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	255
(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整	255
(2) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員設定時等の調整	255
5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数	255
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携	255
7 地域子ども・子育て支援事業の推進	256
(1) 地域子ども・子育て支援事業への支援	256
(2) 市町村における取組計画	256
(3) 地域子ども・子育て支援事業の概要（令和6年度以降の新規事業）	256
(4) 放課後児童健全育成事業の推進	257
8 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表	258
第7章 数値目標	259
1 重点数値目標	259
2 包含する計画において掲げる数値目標	260
(1) 母子保健を含む成育医療等に関する計画	260
(2) 子どもの貧困解消対策計画	261
(3) 子ども・若者計画	261
(4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画	261
(5) 放課後児童対策に係る県行動計画	261
3 その他	262

第1章 計画の策定について

1 計画の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」及び子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」として策定します。

本計画は、本県の子ども・子育て関連施策を総合的に推進するための指針とするものです。

また、本計画は、以下の計画を包含します。

- 成育医療等基本方針に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困解消対策計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- 放課後児童対策に係る県行動計画

かごしま未来創造ビジョン、鹿児島県地域福祉計画、鹿児島県障害者計画、鹿児島県教育振興基本計画、鹿児島県社会的養育推進計画など、県が策定する子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画と調和が保たれた計画としています。

2 計画策定の趣旨

(1) 「こども計画」、「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業支援計画」策定の趣旨

本県においては、少子化対策として、2005（平成17）年度から「かごしま子ども未来プラン」を策定し、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

しかしながら、本県の出生数は、昭和24年の64,016人をピークに、年々減少傾向にあり、令和5年は9,868人と1万人を下回り、過去最少となっています。

出生数の減少が予想を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかからない中、少子化の進行は、地方における人手不足の深刻化や地域の活力低下を招くことから、子育て支援については優先的に解決すべき課題と考えております。

国においては、2003（平成15）年から「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成支援計画を計画的に推進するとともに、子ども・子育て支援等の充実を図るため、2012（平成24）年8月に子ども・子育て関連3法を制定、2015年（平成27）年4月に子ども・子育て支援制度が本格施行されました。

また、2017（平成29）年に公表した「子育て安心プラン」や、2018（平成30）年に策定した「新・放課後子ども総合プラン」などにより、女性就業率の上昇に対応した保育等の受け皿整備を行うとともに、2018（平成30）年に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現できる働き方改革も進められてきました。

さらに、令和5年4月には「こども基本法」が施行されるとともに、同年12月には、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化した「こども大綱」が同法に基づき策定され、今後5年程度のこども政策の基本方針や重要事項がとりまとめられたところで

す。

県においては、このような状況を踏まえ、今般、新たな計画を策定することとし、計画を策定するに当たっては、国が策定した「こども大綱」や各計画における策定方針、県が2023（令和5）年度に実施した「少子化等に関する県民意識調査」や「かごしま子ども調査」、子ども・若者の意見も踏まえ、幅広い観点から検討し、「県少子化対策推進本部」や子どもの保護者、市町村長等から構成される「県子ども・子育て支援会議」において総合調整や協議を行ってきました。

今回の計画は、これまでの施策をより一層進めるとともに、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進するとともに、子ども・若者が権利の主体として、個人が尊重され、全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送ることができる社会の実現を目指すための指針として策定しました。

(2) 包含する各計画の策定趣旨

① 母子保健を含む成育医療等に関する計画

本県においては、住民に必要な母子保健サービスを適切に提供できるよう、母子保健の主要な課題を提示し、関係者、関係機関・団体等が一体となって母子保健に対する取組を進めるための指針として、2001（平成13）年度に母子保健計画である「健やか親子かごしま21」を策定、2005（平成17）年以降は鹿児島県次世代育成行動計画である「かごしま子ども未来プラン」に母子保健計画を包含し、5年ごとに見直しを行ってきました。

母子保健計画の策定にあたっては、2014（平成26）年に国より発出された「母子保健計画について（平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「策定指針」と、母子保健対策の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、これまでの取組の評価を行うとともに、母子保健に関する施策を総合的に推進してきたところです。

2019（令和元）年12月には、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」という。）が施行され、2021（令和3）年3月に、成育基本法に基づく「成育医療等の提供に関する総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」）が国から示されました。

このことから、これまでの「母子保健計画」を見直し、出生に始まりおとなになるまでの成育過程にある者等に対する医療や保健、福祉等の施策をとりまとめ、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」として策定しました。

② 子ども・若者計画

本県においては、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するため、「子ども・若者育成支援推進法」（2010（平成22）年4月施行）及び子供・若者育成支援推進大綱（平成22（2010）年度第1次大綱策定、平成27（2015）年度第2次大綱策定）に基づき、「鹿児島県子ども・若者計画」（「かごしま子ども未来プラン2020」に包含）を策定し、各種施策を展開してきたところです。

しかしながら、近年、少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化、スマートフォンなど様々な情報通信端末の急速な普及など、子ども・若者を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、子ども・若者の意識や行動に様々な影響を及ぼすとともに、貧困、児童虐待、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、ネット上の誹謗中傷やいじめなど、子ども・若者が直面する問題は深刻化しています。

こうした中、国においては、新たな課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、今

和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。

県においては、社会情勢の変化や国の大綱を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「子ども・若者計画」を策定しました。

③ 子どもの貧困解消対策計画

本県においては、2013（平成25）年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもたちの育成環境を整備するとともに、教育の機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて総合的に支援するため「子どもの貧困対策計画」（「かごしま子ども未来プラン2015」に包含）を策定し、5年ごとに見直しを行っているところです。

2024（令和6）年6月に同法が改正され、子どもの貧困の解消に向けた対策について、妊娠・出産から子どもが大人になるまでの各段階における支援を切れ目なく行うことなどが示されました。

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む必要があります。

県においては、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等の子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困解消対策計画」を策定しました。

④ 母子家庭等及び寡婦自立促進計画

本県においては、2003（平成15）年4月に施行された「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律」に基づき、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、自立を支援するための方向性を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に展開するために、「母子家庭等寡婦自立促進計画」を策定し、「かごしま子ども未来プラン（鹿児島県次世代育成支援対策行動計画）」の中に盛り込んだところです。

その後、2012（平成24）年8月に子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連3法が制定され、「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、その中に母子家庭等及び寡婦自立促進計画を盛り込み、ひとり親家庭の自立支援の推進のための様々な施策に取り組んできたところです。

本県のひとり親家庭は2020（令和2年）年時点では14,222世帯、また、寡婦世帯は、同時点で91,484世帯となっており、県全体（72万8,179世帯）の約13%を占めています。

また、2023（令和5）年に県が実施した「かごしま子ども調査」によると、母子世帯における等価世帯収入が中央値の2分の1（118.75万円）未満の世帯の割合が約5割近くを占めるなど、他の世帯類型と比べて、母子世帯は特に世帯収入が低い傾向にあります。

さらに、前述の世帯と等価世帯収入が118.75万円以上237.5万円未満の世帯を合算すると母子世帯、父子世帯では約9割近くを占めていますが、二人親世帯は約4割であり、二人親世帯とひとり親世帯には、世帯収入の面で大きな差異があります。

このようなことから、ひとり親家庭等の自立を支援するためには、引き続き、就業支援や経済的支援等に計画的に取り組んでいく必要があります。

そこで、県においては、全てのひとり親家庭の児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件並びに、ひとり親家庭の親及び寡婦の健康で文化的な生活を確保するため生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項や具体的な

措置について定めた「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」を策定しました。

⑤ 放課後児童対策に係る県行動計画

本県においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、2018（平成30）年9月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2024（令和6）年度末までに放課後児童クラブの待機児童を解消することを目標としています。県内の放課後児童クラブ施設数については、2019（令和元）年度の588施設から2024（令和6）年度の663施設まで増加しています。

しかしながら、本県の放課後児童クラブ登録児童数については、2019（令和元）年度は22,780人でしたが、近年の女性就業率の上昇等により、2024（令和6）年度は26,463人まで増加しています。施設の受け皿整備は進んでいるものの、依然として待機児童の解消にはいたっておらず、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は喫緊の課題となっています。

国は、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和6～7年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」を2024（令和6）年12月に取りまとめました。各自治体においては、本パッケージを活用し、放課後の居場所の量的充足と「こどもまんなか」な放課後の実現を推進することとされています。

県においては、これまでの施策を一層進めるとともに、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう市町村の取組を支援することとし、放課後児童対策に係る県行動計画を策定しました。

3 計画の期間

この計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 少子化をめぐる状況

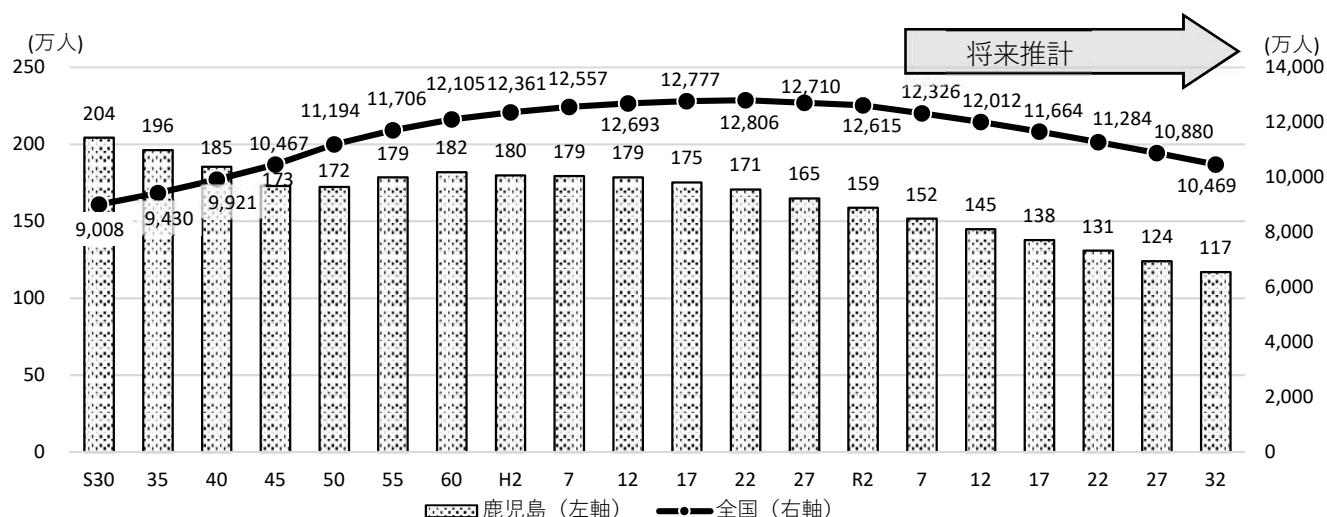
(1) 人口と人口構造の推移

① 人口の推移と未来予測

我が国の人口は、2010（平成22）年は約1億2806万人でしたが、2015（平成27）年の国勢調査では1億2710万人と、同調査開始以来初めて人口が減少に転じる人口減少社会が到来しました。

本県においては、1955（昭和30）年の約204万人をピークに人口減少の局面に突入し、2020（令和2）年は約159万人と、ピーク時の約8割となっています。このまま少子化が進むと約30年後の2050（令和32）年には約117万人と、2020（令和2）年の約75%に減少するといわれています。

図表－1 総人口の推移及び将来推計



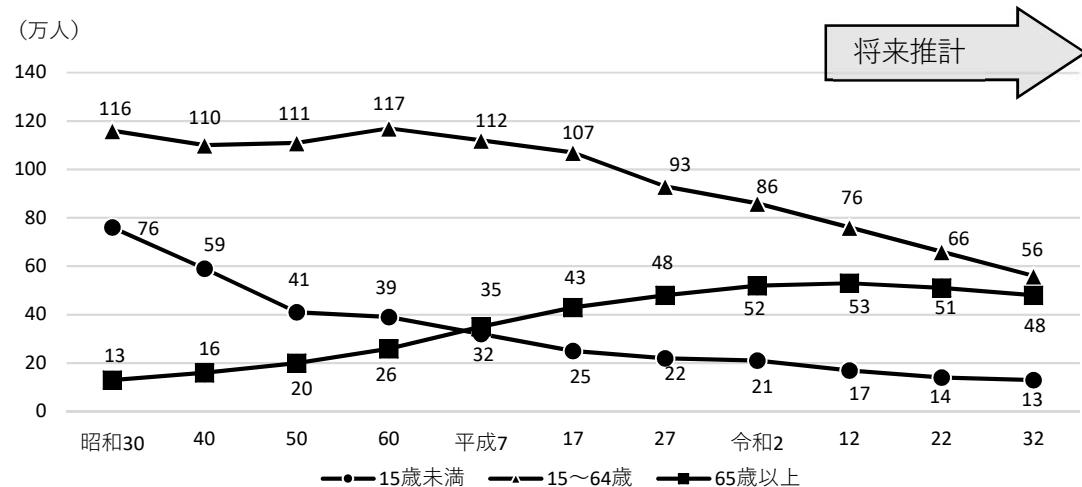
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

② 県の年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の年次推移をみると、15歳未満の年少人口は減少してきている一方で、65歳以上の老人人口は増加しており、2020（令和2）年の15歳未満の人口は約21万人（13.1%）、65歳以上の人口は約52万人（32.5%）となっています。

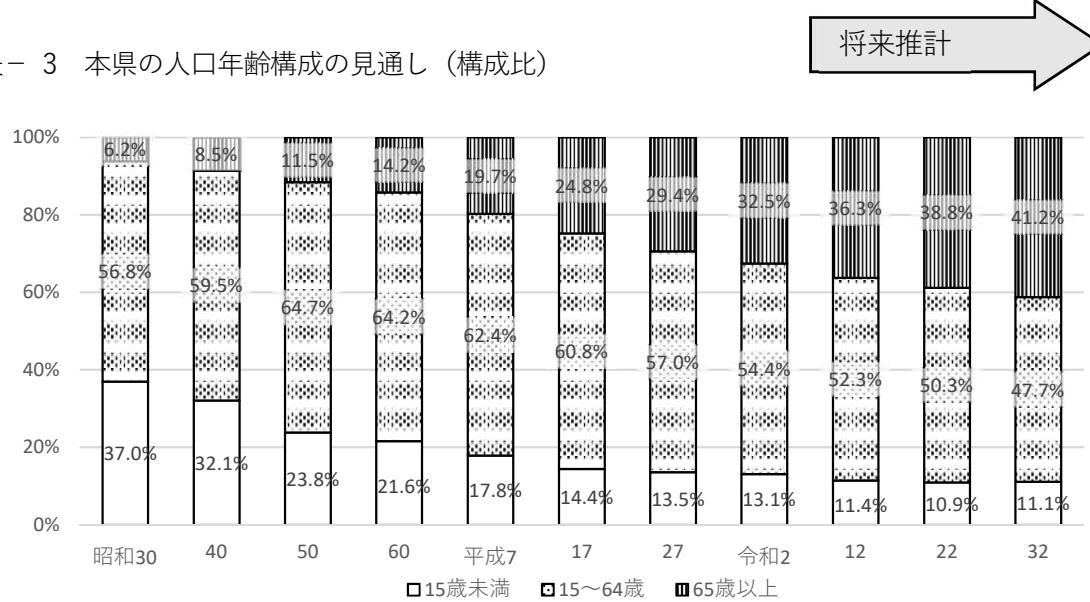
また、65歳以上の人口の総人口に占める割合（高齢化率）は、2020（令和2）年の32.5%（52万人）が30年後の2050（令和32）年には41.2%（48万人）になることが推測されています。この場合、高齢者1人に対する15～64歳（生産年齢人口）の人の比率は約1.65人から約1.17人に減少します。

図表－2 本県の人口年齢構成の見通し（人数）



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

図表－3 本県の人口年齢構成の見通し（構成比）

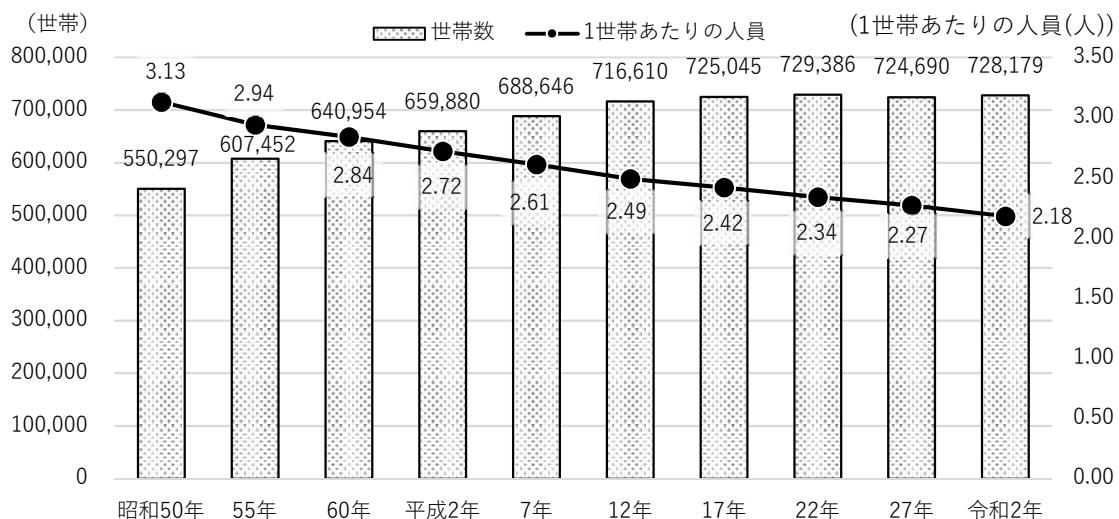


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

③ 世帯数の推移

本県の2020（令和2）年の世帯数は約72万8千世帯で、1世帯当たりの人員は2.18人となっています。1975（昭和50）年と比較すると、世帯数は約17万8千世帯増加する一方、1世帯当たりの人員数は0.95人少なくなっています。

図表－4 本県の世帯数及び1世帯当たりの人員数



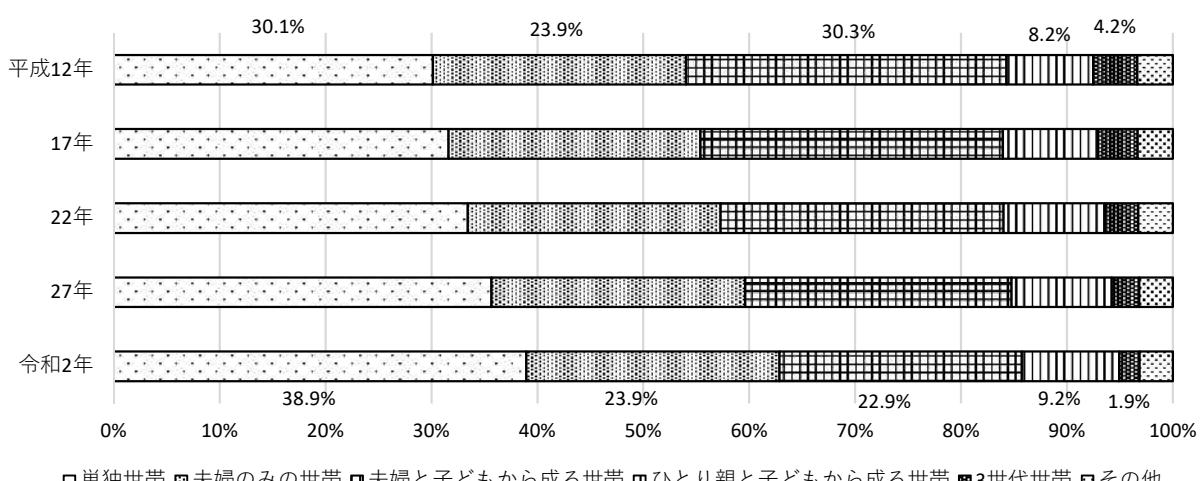
資料：総務省「国勢調査」

④ 世帯の構造

世帯類型別構成割合をみると、核家族世帯（「夫婦のみの世帯」+「夫婦と子どもから成る世帯」+「ひとり親と子どもから成る世帯」）は低下傾向にあり、2020（令和2）年は56.0%となっています。また、「3世代世帯」の割合も低下傾向にあり、2020（令和2）年は1.9%となっています。

一方、「単独世帯」は増加傾向にあり、2020（令和2）年は38.9%となっています。

図表－5 家族類型別割合



資料：総務省「国勢調査」

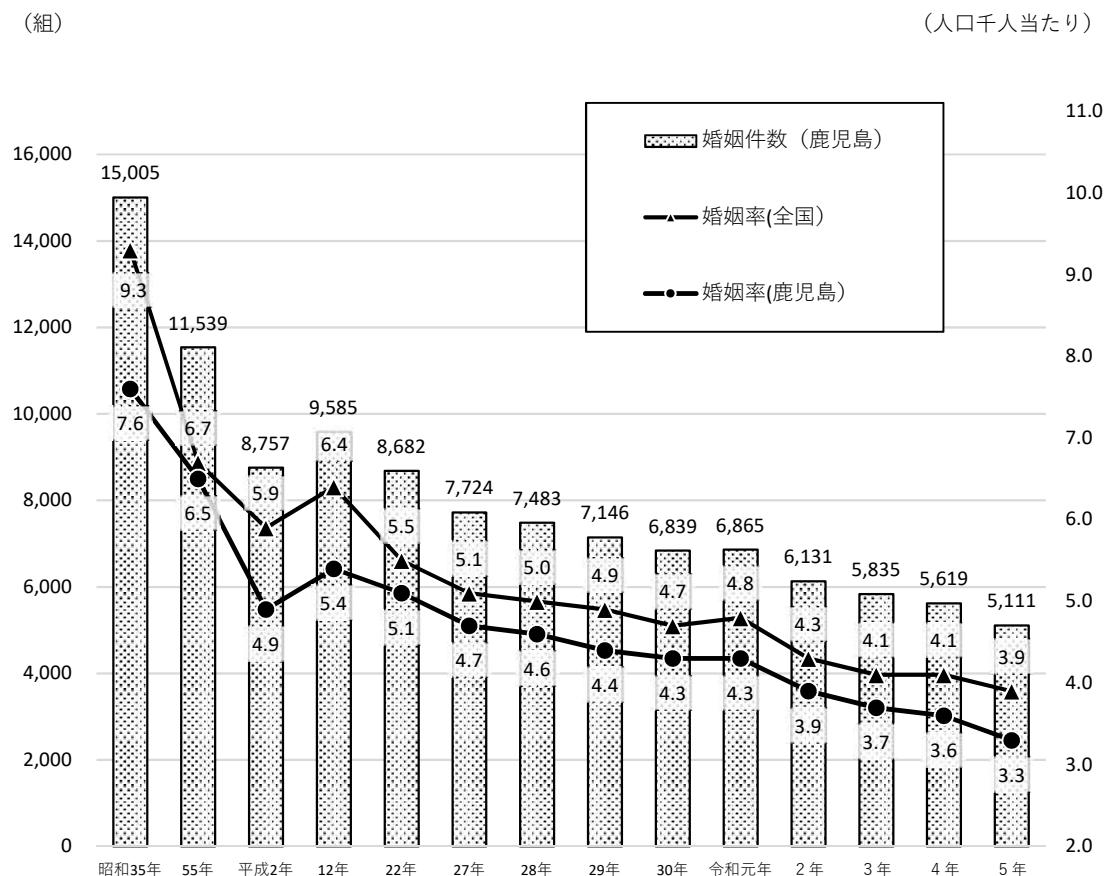
(2) 婚姻の状況

① 婚姻件数等の推移

本県における婚姻件数は、1980（昭和55）年頃まで年間1万組を超えており、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は6.0以上でした。その後、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向となり、2023（令和5）年の婚姻件数は、過去最低の5,111組となっており、1980（昭和55）年頃の4割程度の水準となっています。

また、婚姻率については、2023（令和5）年に過去最低の3.3となっています。

図表－6 本県の婚姻件数及び婚姻率の推移



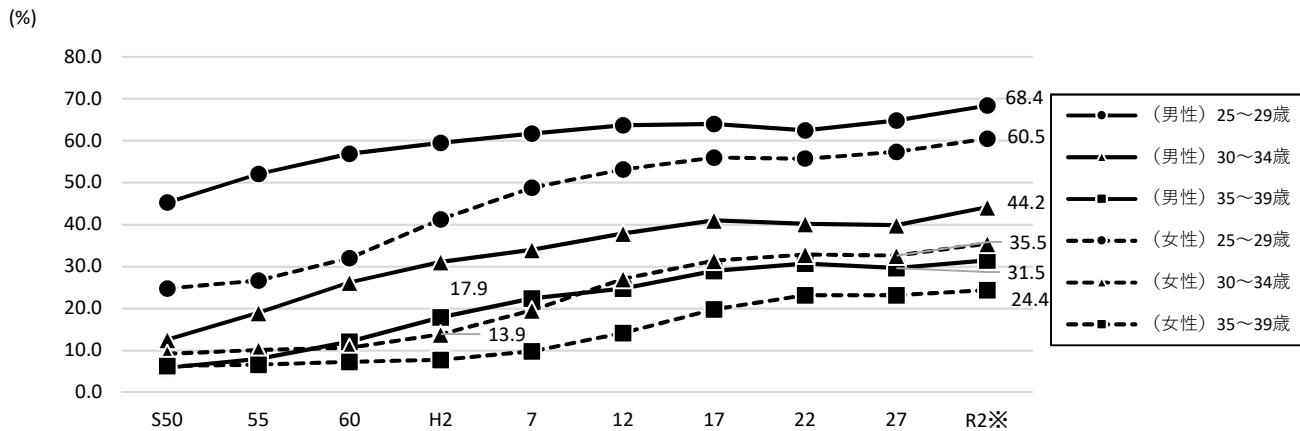
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2024年版（表12-31 都道府県別婚姻数および率）」、厚生労働省「人口動態統計」

② 未婚化の進行

ア 未婚率

本県の未婚率は、1975（昭和50）年以降上昇が続いており、未婚化が進んでいます。年代別の未婚率を2020（令和2）年と1990（平成2）年を比較すると、男性では35～39歳、女性では30～34歳が最も未婚率が上昇しています。

図表－7 本県の年代別未婚率



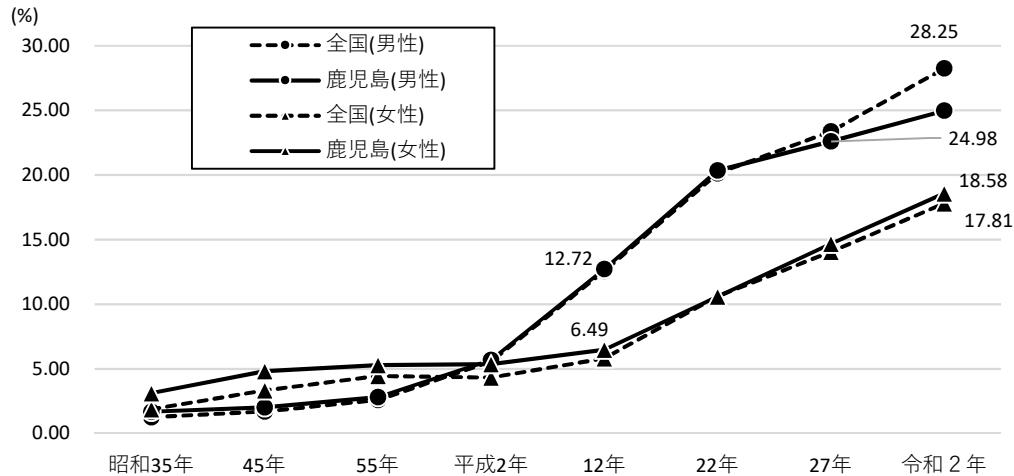
資料：総務省「国勢調査」※令和2年からは不詳補完値により算出

イ 50歳時未婚率

本県の50歳時の未婚率をみると、男性は1990（平成2）年頃までは横ばいでいたが、それ以降大きく増加しており、2000（令和2）年には24.98%と2000（平成12）年の約2倍となっています。

女性は、2000（平成12）年頃まではおむね横ばいでいたが、それ以降大きく増加しており、2020（令和2）年には18.58%と2000（平成12）年の約3倍となっています。

図表－8 50歳時の未婚割合

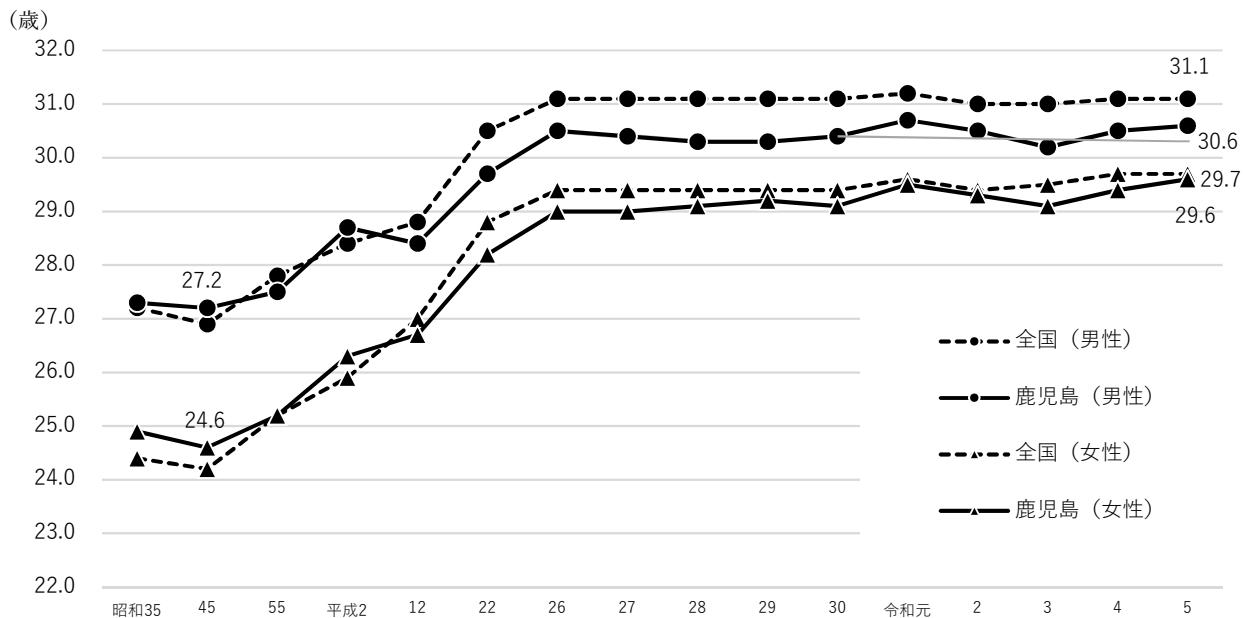


資料：国立社会保障・人口問題研究所 「人口統計資料集 2024年版（表12-37 都道府県、性別50歳時未婚割合）」

③ 晩婚化の進行

本県の平均初婚年齢は、2023（令和5）年で夫が30.6歳（全国31.1歳）、妻が29.6歳（全国29.7歳）となっており、全国平均と同様に上昇の傾向を示しており、晩婚化が進んでいます。1970（昭和45）年と比較すると男性は3.4歳、女性は5.0歳上昇しており、特に女性の上昇幅が大きくなっています。

図表－9 平均初婚年齢



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2024 年版（表 12-35 都道府県、性別平均初婚年齢）」、厚生労働省「人口動態統計」

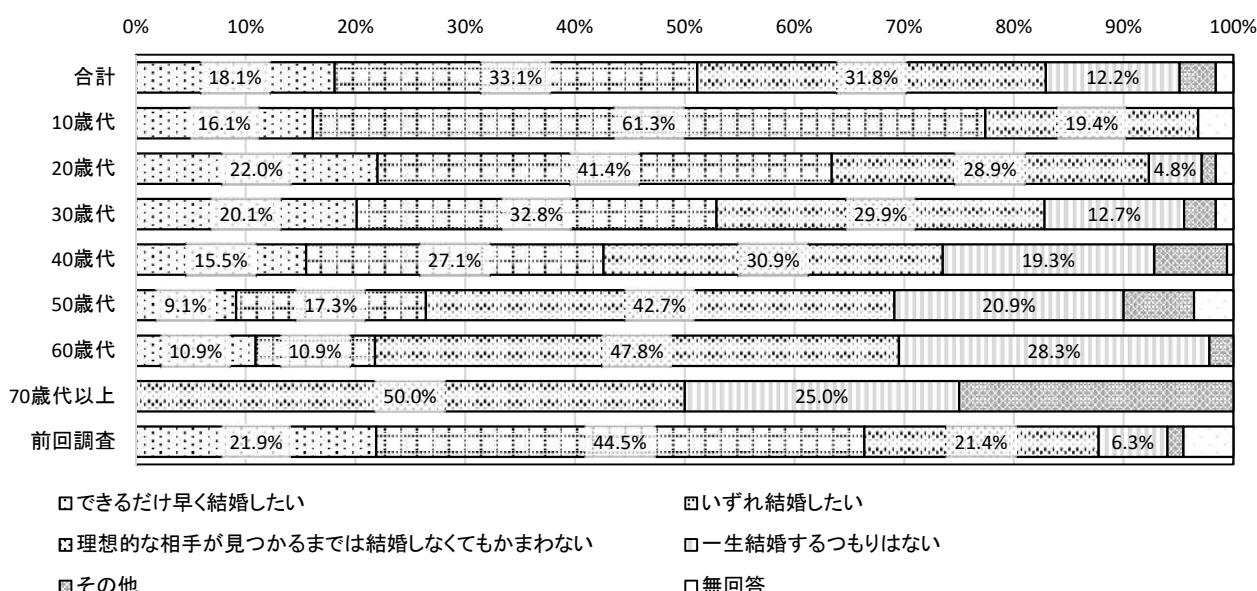
④ 結婚に関する県民の意識

ア 結婚の意向

2023（令和5）年度に県が実施した「少子化等に関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）において、独身者に結婚の意向を尋ねると、「できるだけ早く結婚したい」（18.1%）と「いずれ結婚したい」（33.1%）を合わせると結婚したいと考える人の割合は、およそ5割であり、2018（平成30）年度に実施した前回調査時の66.4%と比べると減少しています。

また、「一生結婚するつもりはない」と回答した人は、12.2%であり、前回調査時の6.3%から5.9ポイント増加しています。

図表－10 県民意識調査結果（結婚の意向）

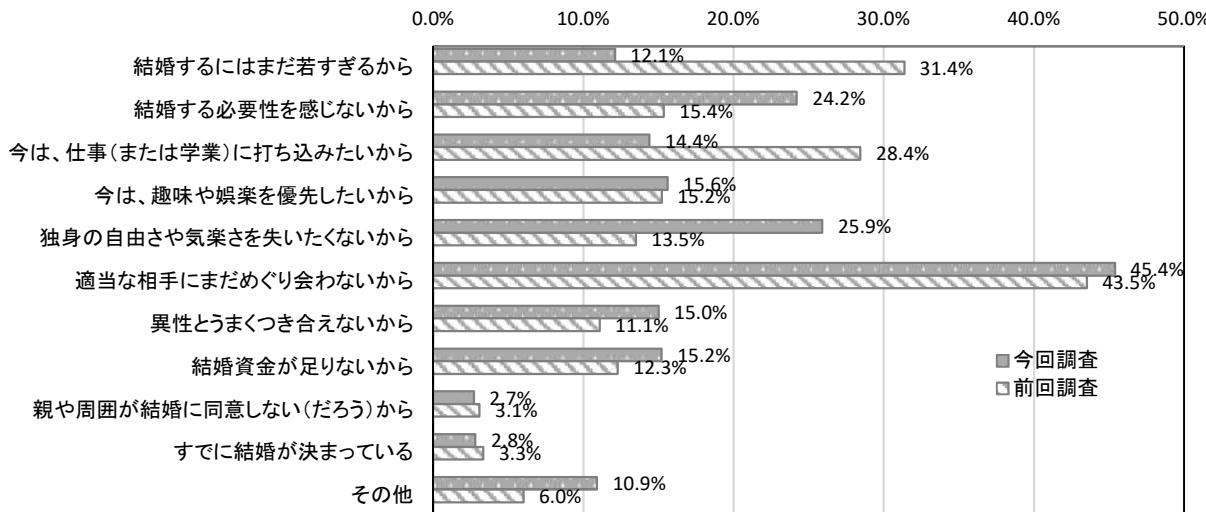


資料：県民意識調査（問26）

イ 独身でいる理由

「県民意識調査」によると、「適当な相手にまだめぐりあわないから」（45.4%）で最も多く、次いで「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」（25.9%）、「結婚する必要性を感じないから」（24.2%）の順であり、前回調査時と比べると「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」と「結婚する必要性を感じないから」が増加しています。

図表- 11 県民意識調査結果（独身でいる理由）



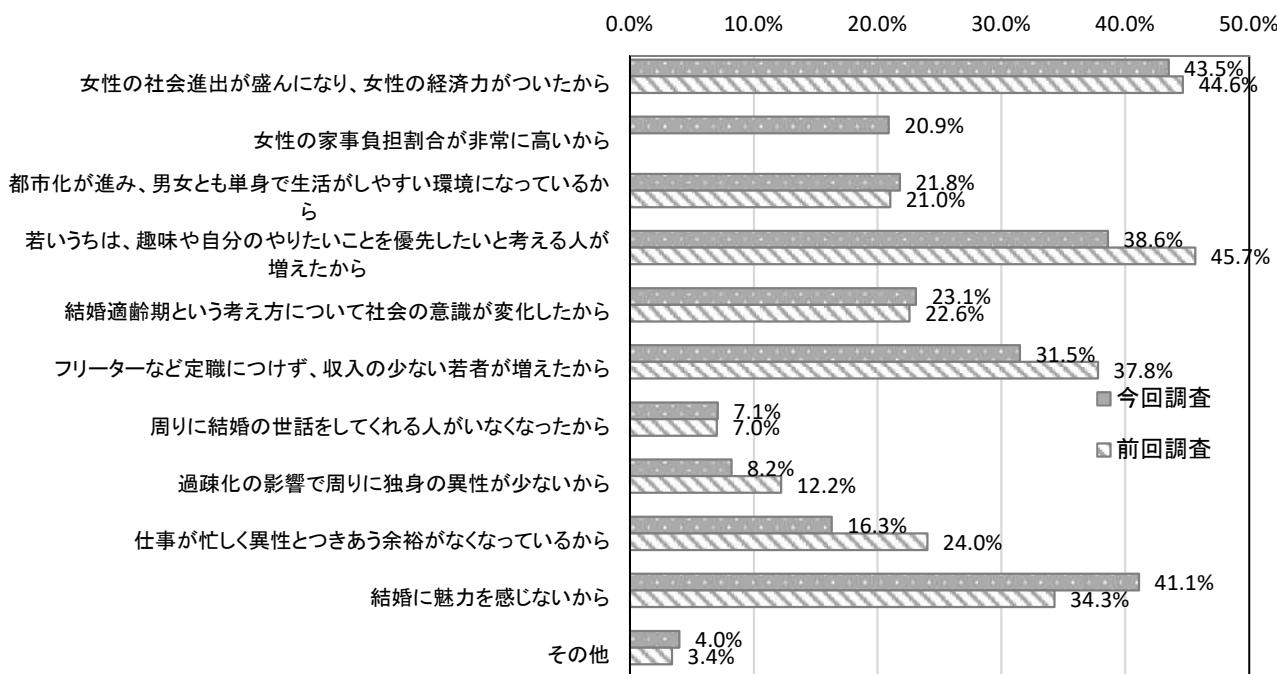
資料：県民意識調査（問12）

ウ 未婚化と晩婚化の原因

「県民意識調査」によると、「女性の社会進出が盛んになり、女性の経済力がついたから」が43.5%で最も多く、次いで「結婚に魅力を感じないから」が41.1%、「若いちは、趣味や自分のやりたいことを優先したいと考える人が増えたから」が38.6%となっています。

前回調査と比較すると、「結婚に魅力を感じないから」と回答した割合が6.8ポイント増加しています。

図表- 12 未婚化と晩婚化の原因



資料：県民意識調査（問65）

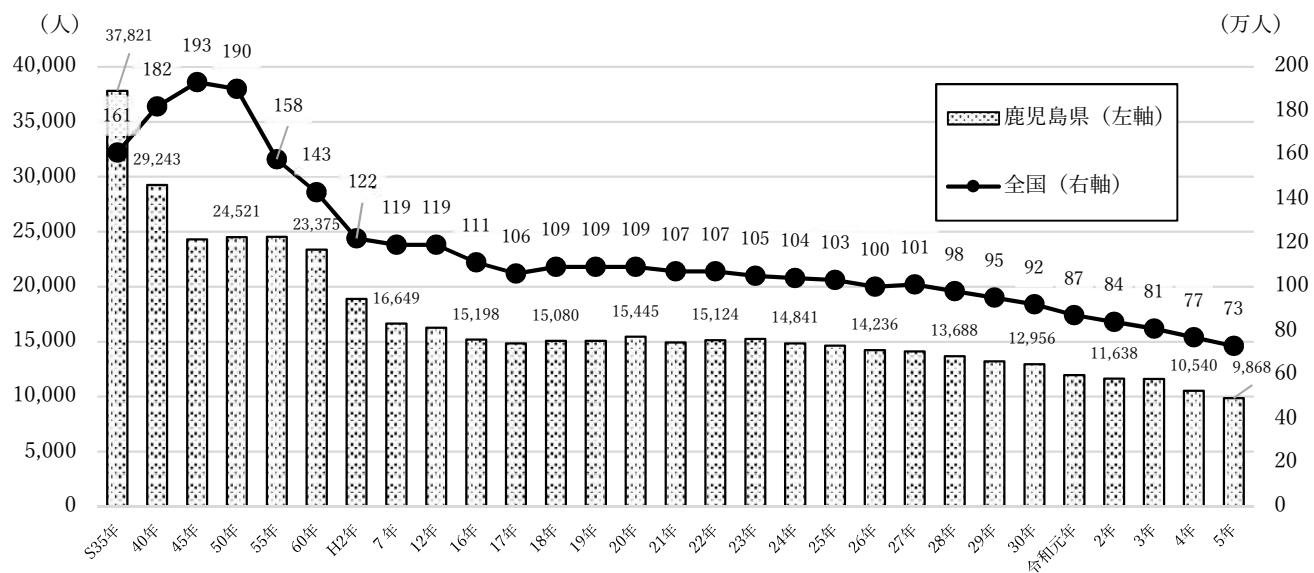
(3) 子どもの数

① 出生数

我が国の年間の出生数は、1970（昭和45）年は193万人でしたが、2016（平成28）年には100万人を割り込み、2023（令和5）年には約73万人となっています。

また、2023（令和5）年の本県の出生数は9,868人で1万人を下回り、1975（昭和50）年と比べて約4割、1960（昭和35）年と比べると約3割となっています。

図表－13 出生数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

本県の出生数を市町村別にみると、2023（令和5）年に出生した9,868人のうち、約4割の4,085人が鹿児島市となっています。

1970（昭和45）年と2023（令和5）年を比較すると、県内全ての市町村で出生数が減少しており、鹿児島市、鹿屋市、霧島市、姶良市以外の39市町村では、出生数が1970（昭和45）年の半分以下となっています。

図表- 14 市町村別出生数の推移

市町村名	昭和45年(A)	平成12年(B)	令和4年(C)	令和5年(D)	D/A	D/B	D/C
鹿児島市	7,564	5,735	4,425	4,085	54.0%	71.2%	92.3%
鹿屋市	1,375	1,097	790	788	57.3%	71.8%	99.7%
枕崎市	439	185	73	61	13.9%	33.0%	83.6%
阿久根市	425	209	91	87	20.5%	41.6%	95.6%
出水市	744	582	303	300	40.3%	51.5%	99.0%
指宿市	759	420	176	188	24.8%	44.8%	106.8%
西之表市	456	189	65	76	16.7%	40.2%	116.9%
垂水市	271	141	52	37	13.7%	26.2%	71.2%
薩摩川内市	1,365	1,045	640	655	48.0%	62.7%	102.3%
日置市	619	392	284	261	42.2%	66.6%	91.9%
曾於市	641	334	153	159	24.8%	47.6%	103.9%
霧島市	1,167	1,409	941	849	72.8%	60.3%	90.2%
いちき串木野市	624	279	138	95	15.2%	34.1%	68.8%
南さつま市	616	277	153	156	25.3%	56.3%	102.0%
志布志市	507	304	179	159	31.4%	52.3%	88.8%
奄美市	976	550	294	242	24.8%	44.0%	82.3%
南九州市	620	324	145	130	21.0%	40.1%	89.7%
伊佐市	479	248	119	104	21.7%	41.9%	87.4%
姶良市	629	643	585	578	91.9%	89.9%	98.8%
三島村	13	5	1	3	23.1%	60.0%	300.0%
十島村	11	6	2	4	36.4%	66.7%	200.0%
さつま町	389	192	72	63	16.2%	32.8%	87.5%
長島町	221	102	75	69	31.2%	67.6%	92.0%
湧水町	187	105	36	39	20.9%	37.1%	108.3%
大崎町	224	106	56	53	23.7%	50.0%	94.6%
東串良町	104	56	36	34	32.7%	60.7%	94.4%
錦江町	203	81	26	24	11.8%	29.6%	92.3%
南大隅町	209	40	21	19	9.1%	47.5%	90.5%
肝付町	307	165	69	66	21.5%	40.0%	95.7%
中種子町	209	96	46	27	12.9%	28.1%	58.7%
南種子町	152	61	33	19	12.5%	31.1%	57.6%
屋久島町	275	127	48	40	14.5%	31.5%	83.3%
大和村	50	16	4	7	14.0%	43.8%	175.0%
宇検村	53	16	6	7	13.2%	43.8%	116.7%
瀬戸内町	210	121	52	59	28.1%	48.8%	113.5%
龍郷町	90	57	40	44	48.9%	77.2%	110.0%
喜界町	199	88	30	32	16.1%	36.4%	106.7%
徳之島町	273	129	96	87	31.9%	67.4%	90.6%
天城町	153	74	35	41	26.8%	55.4%	117.1%
伊仙町	157	73	35	37	23.6%	50.7%	105.7%
和泊町	100	83	49	22	22.0%	26.5%	44.9%
知名町	96	63	35	34	35.4%	54.0%	97.1%
与論町	130	47	31	28	21.5%	59.6%	90.3%
県計	24,291	16,272	10,540	9,868	40.6%	60.6%	93.6%

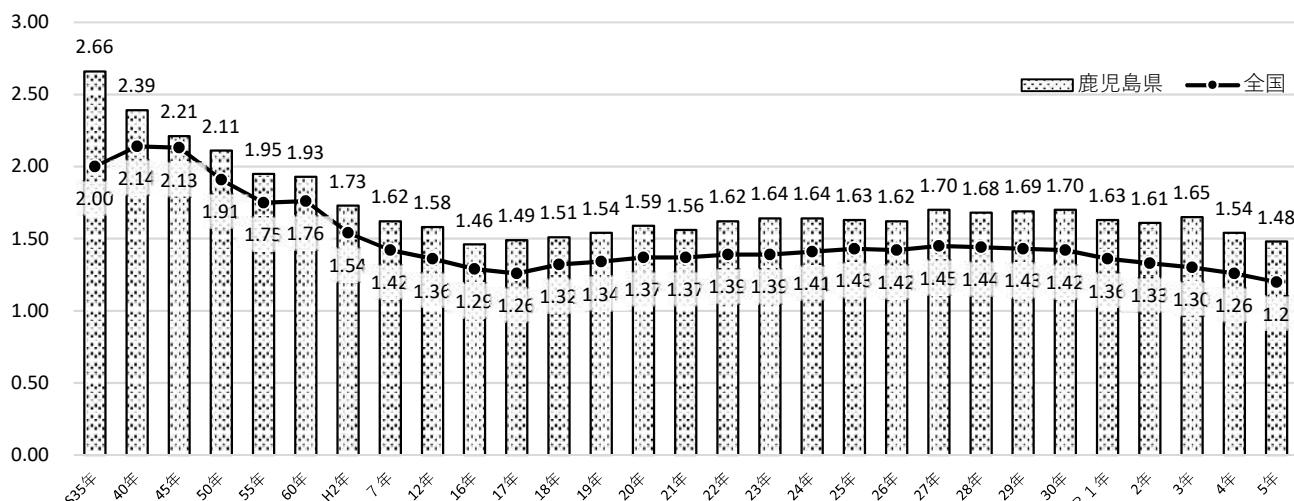
資料：厚生労働省「人口動態統計」

② 合計特殊出生率^(注1)

我が国の合計特殊出生率は、1965（昭和40）年は2.14でしたが、1975（昭和50）年に2.00を下回って以降低下傾向となり、2023（令和5）年は過去最低である1.2となっています。

また、本県の合計特殊出生率は、1960（昭和35）年は2.66でしたが、その後、減少傾向となり、2004（平成16）年には過去最低である1.46まで落ち込みましたが、2023（令和5）年は1.48となっています。

図表- 15 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

③ 都道府県別合計特殊出生率の動向

2023（令和5）年の本県の合計特殊出生率が最も高いのは沖縄県（1.60）であり、次は宮崎県（1.49）、以下長崎県（1.49）、鹿児島県（1.48）となっていますが、いずれも人口維持に必要とされる2.07を大幅に下回っている状況となっています。

図表- 16 都道府県別合計特殊出生率

順位	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	都道府県	率	都道府県	率	都道府県	率	都道府県	率
1	沖縄	1.83	沖縄	1.80	沖縄	1.70	沖縄	1.60
2	宮崎	1.65	鹿児島	1.65	宮崎	1.63	宮崎	1.49
3	長崎	1.61	宮崎	1.64	鳥取	1.60	長崎	1.49
4	鹿児島	1.61	島根	1.62	島根	1.57	鹿児島	1.48
5	熊本	1.60	長崎	1.60	長崎	1.57	熊本	1.47
6	島根	1.60	熊本	1.59	鹿児島	1.54	佐賀	1.46
全国平均		1.33		1.30		1.26		1.20

資料：厚生労働省「人口動態統計」

④ 市町村別合計特殊出生率

2018（平成30）年から2022（令和4）年までの市町村別合計特殊出生率の全国1位は徳之島町の

(注1) その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ど�数に相当する。（実際に1人の女性が一生の間に生む子ど�数はコーホート合計特殊出生率である。）年間出生数の動向は、「合計特殊出生率」だけでなく、「女性人口」と「年齢構成の違い」の動向にも影響を受ける。

2.25 となっています。また、全国2位は天城町（2.24）、4位は長島町（2.11）となっており、全国上位30位までに本県の8町が入っています。そのうち4町は奄美地域となっています。

図表- 17 市町村別合計特殊出生率

順位	市町村名	合計特殊出生率	全国順位
1	徳之島町	2.25	1
2	天城町	2.24	2
3	長島町	2.11	4
4	南種子町	1.99	12
5	中種子町	1.99	15
6	伊仙町	1.98	16
7	湧水町	1.91	27
8	喜界町	1.89	30

資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」市町村別合計特殊出生率（平成30年～令和4年）

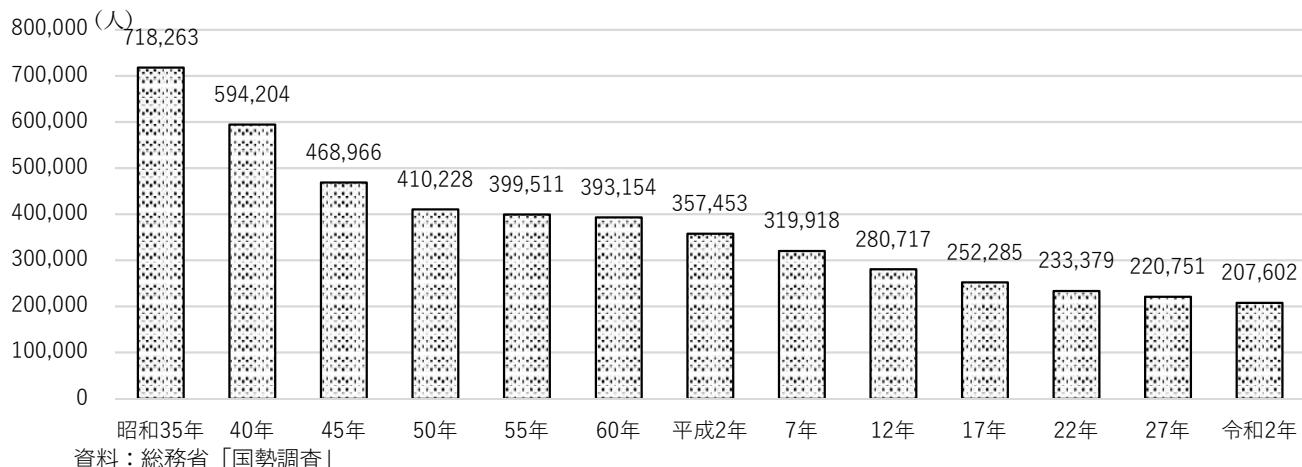
⑤ 県の15歳未満の人口の推移

15歳未満の人口の年次推移をみると、1960（昭和35）年には約72万人でしたが、2020（令和2）年は約21万人と、1960（昭和35）年の約3割となっています。

市町村別の15歳未満の人口の年次推移をみると、全ての市町村で減少しており、鹿児島市及び姶良市を除く41市町村では、2020（令和2）年の15歳未満の人口が1960（昭和35）年の半分以下となっています。

また、2020（令和2）年と1985（昭和60）年を比較した場合でも、15歳未満の人口は十島村を除く42市町村で減少しており、31市町村では半分以下まで減少しています。

図表- 18 本県における15歳未満の人口の推移



図表- 19 市町村別 15 歳未満の人口の推移

	昭和 35 年(人)(A)	昭和 60 年(人)(B)	平成 27 年(人)(C)	令和 2 年(人)(D)	D/A	D/B	D/C
鹿児島市	122,901	130,652	80,965	77,627	63%	59%	96%
鹿屋市	40,714	23,185	15,792	15,177	37%	65%	96%
枕崎市	11,687	6,458	2,397	2,031	17%	31%	85%
阿久根市	14,120	5,654	2,278	1,982	14%	35%	87%
出水市	24,345	12,808	7,518	6,902	28%	54%	92%
指宿市	23,068	11,877	5,079	4,555	20%	38%	90%
西之表市	13,372	5,320	2,116	1,820	14%	34%	86%
垂水市	12,856	4,575	1,524	1,289	10%	28%	85%
薩摩川内市	48,926	22,759	13,730	12,751	26%	56%	93%
日置市	24,555	10,254	6,341	6,139	25%	60%	97%
曾於市	26,516	9,423	4,063	3,654	14%	39%	90%
霧島市	40,600	22,355	18,511	17,558	43%	79%	95%
いちき串木野市	15,444	8,357	3,606	3,172	21%	38%	88%
南さつま市	28,369	8,915	3,902	3,704	13%	42%	95%
志布志市	20,021	8,028	4,302	4,024	20%	50%	94%
奄美市	22,304	15,885	6,260	5,688	26%	36%	91%
南九州市	27,725	9,152	4,203	3,685	13%	40%	88%
伊佐市	21,048	7,073	2,974	2,755	13%	39%	93%
姶良市	19,781	14,872	10,777	10,996	56%	74%	102%
三島村	562	102	81	95	17%	93%	117%
十島村	1,142	120	131	143	13%	119%	109%
さつま町	16,267	5,508	2,592	2,199	14%	40%	85%
長島町	8,807	3,362	1,475	1,384	16%	41%	94%
湧水町	8,138	2,550	1,098	890	11%	35%	81%
大崎町	9,388	3,728	1,514	1,417	15%	38%	94%
東串良町	4,076	1,580	871	878	22%	56%	101%
錦江町	8,971	2,388	817	699	8%	29%	86%
南大隅町	9,709	2,468	713	583	6%	24%	82%
肝付町	12,542	4,487	1,760	1,654	13%	37%	94%
中種子町	7,867	2,404	1,056	952	12%	40%	90%
南種子町	5,382	1,820	766	725	13%	40%	95%
屋久島町	10,175	3,495	1,891	1,607	16%	46%	85%
大和村	2,057	544	175	141	7%	26%	81%
宇検村	2,379	468	201	203	9%	43%	101%
瀬戸内町	9,788	2,749	1,093	1,043	11%	38%	95%
龍郷町	3,266	1,373	929	918	28%	67%	99%
喜界町	5,551	2,322	908	824	15%	35%	91%
徳之島町	8,121	3,865	1,772	1,533	19%	40%	87%
天城町	5,623	2,057	858	769	14%	37%	90%
伊仙町	6,893	2,291	965	985	14%	43%	102%
和泊町	4,905	1,984	1,054	904	18%	46%	86%
知名町	5,247	1,920	923	800	15%	42%	87%
与論町	3,055	1,967	770	747	24%	38%	97%
県計	718,263	393,154	220,751	207,602	29%	53%	94%

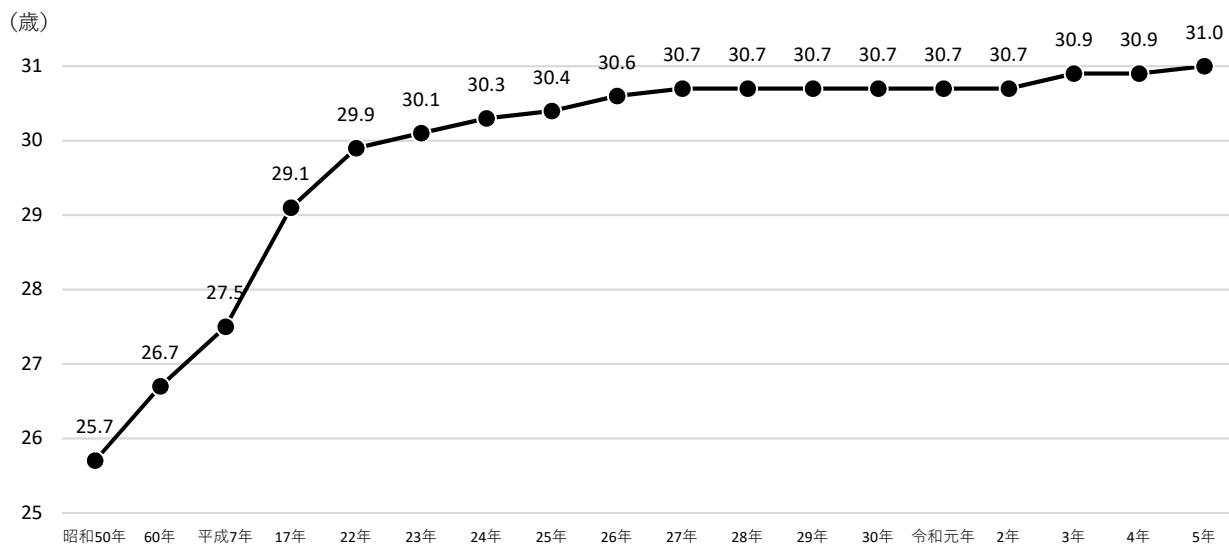
資料：総務省「国勢調査」

⑥ 晩産化の進行

ア 第1子出生時の母の年齢

我が国の第1子出生時の母の年齢をみると、1975（昭和50）年は25.7歳でしたが、1995（平成7）年は27.5歳、2023（令和5）年は31.0歳と晩産化が進行しています。

図表－20 第1子出生時の母の平均年齢の年次推移

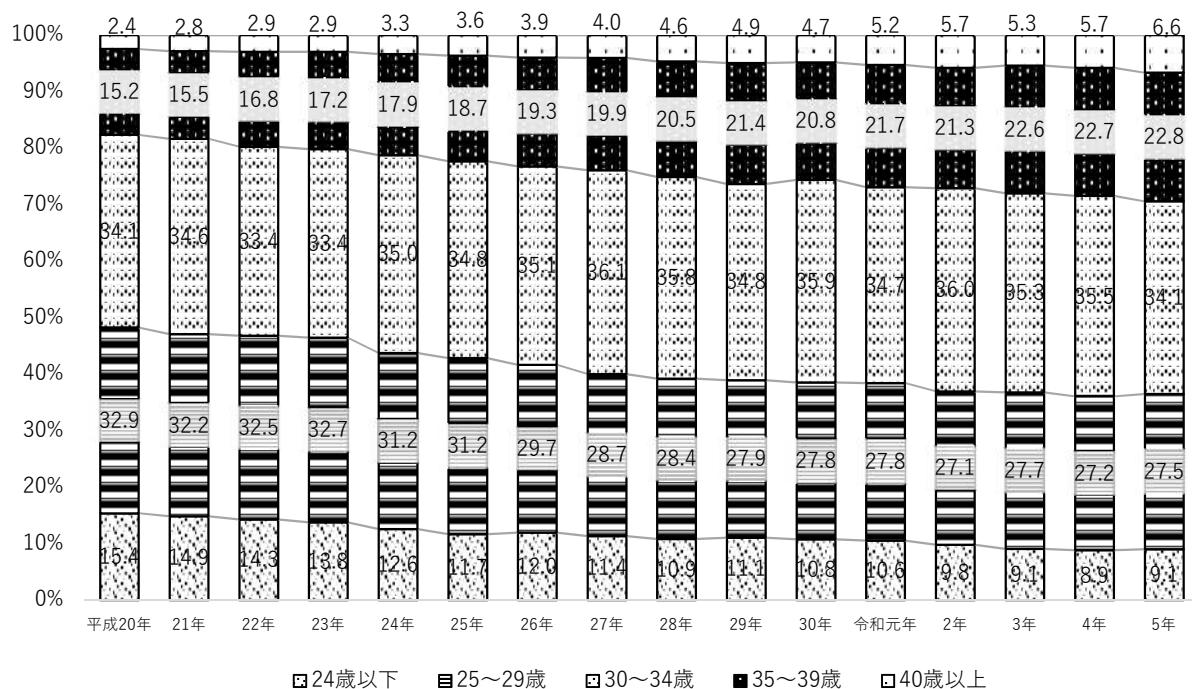


資料：厚生労働省「人口動態統計」

イ 母の年齢階級別出生割合

本県の母の年齢階級別出生割合をみると、母親の年齢が29歳以下は減少傾向、30歳以上は増加傾向にあります。特に、2008（平成20）年の母親の年齢が35～39歳の割合は15.2%でしたが、2023（令和5）年は22.8%に増加しています。母親の年齢が40歳以上の割合も、2008（平成20）年は2.4%でしたが、2023（令和5）年は6.6%に増加しています。

図表－21 本県における母の年齢階級別出生割合

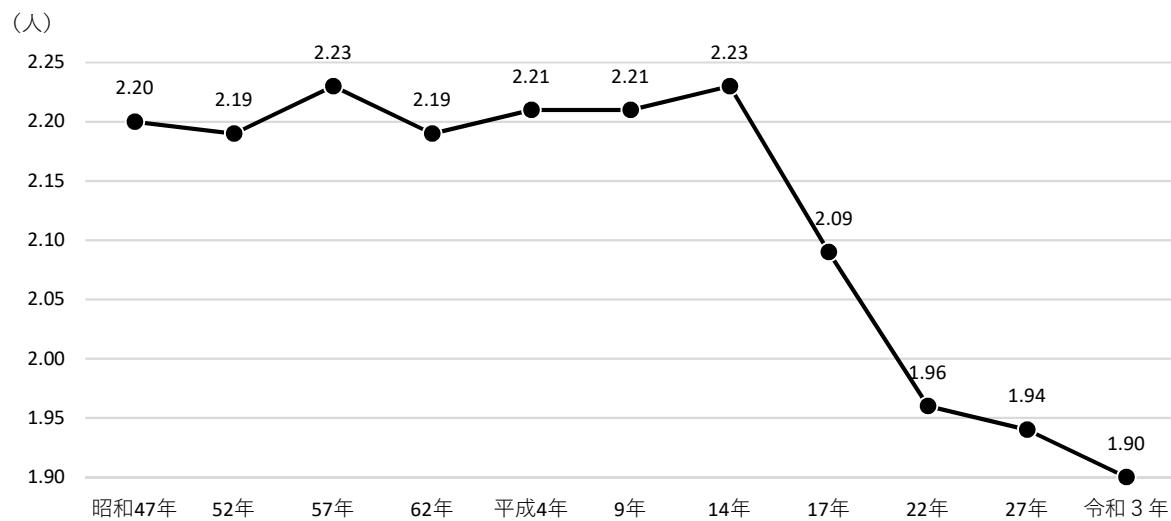


資料：鹿児島県「衛生統計年報」及び厚生労働省「人口動態統計」

⑦ 完結出生児数^(注2)

我が国の夫婦の完結出生児数をみると、1972（昭和47）年から2002（平成14）年まで2.2人前後で安定的に推移していましたが、2005（平成17）年から減少傾向となり、2021（令和3）年には1.90と、過去最低となっています。

図表- 22 完結出生児数の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）

注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦。第15回以前は妻の調査時年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の夫婦について集計。出生子ども数負傷を除き、8人以上を8人として平均値を算出。第16回（2021）について、前回までと同様に妻の年齢50歳未満（結婚年齢35歳未満）で集計した場合は、1.99。ここには妻が30～34歳で結婚した一部と35歳以上で結婚した夫婦が含まれない。

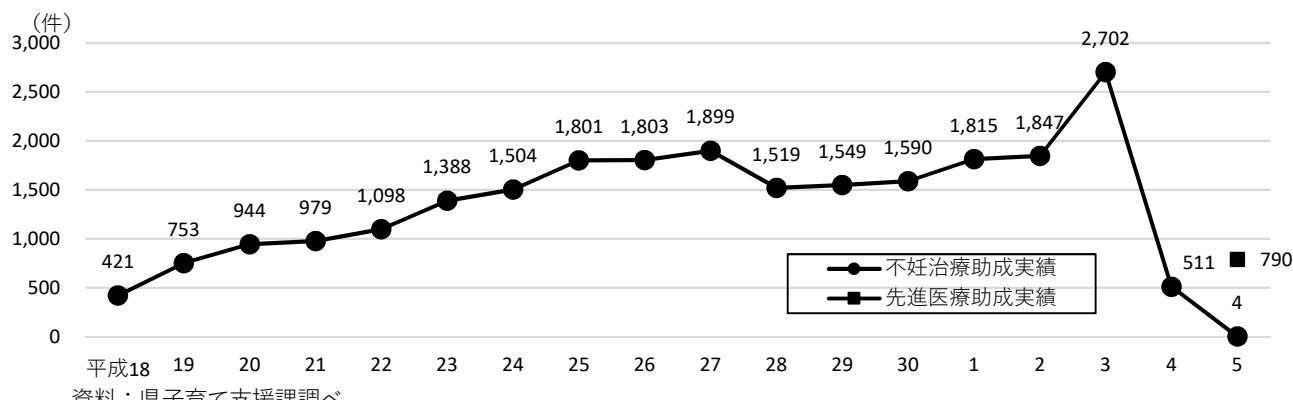
⑧ 不妊治療

本県における不妊治療助成実績をみると、2006（平成18）年は421件でしたが、その後増加し、2021（令和3）年度には2,702件となっています。

不妊治療については、令和4年度から基本的な治療が保険適用となったことに伴い、国庫補助事業が廃止され、先進医療が全額自己負担となりました。

このため、県では、国が告示している先進医療について、令和5年度から助成事業を行っています。

図表- 23 不妊治療助成実績（H18～R5）及び先進医療助成実績（R5～）



資料：県子育て支援課調べ

(注2) 結婚持続期間（結婚からの経過期間）15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数

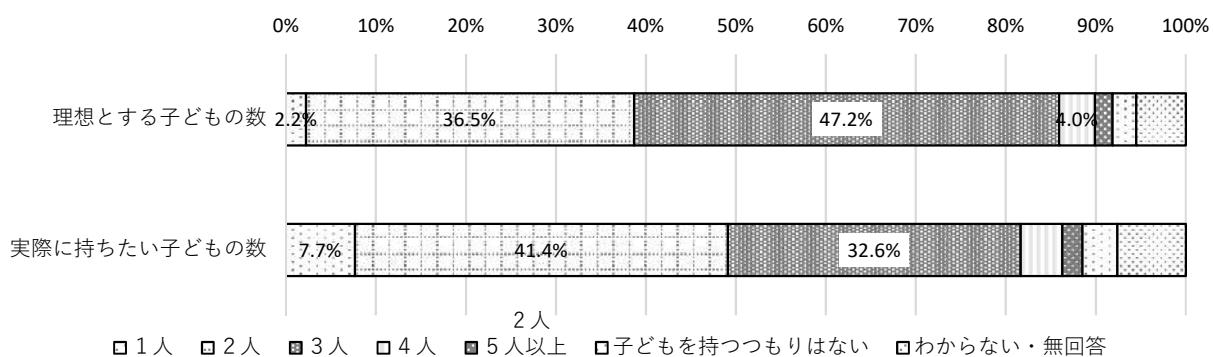
⑨ 子どもを持つことに関する県民の意識

ア 理想とする子どもの数と実際に持ちたい子どもの数

「県民意識調査」によると、「理想の子どもの数」は「3人」が47.2%と最も多く、「2人」(36.5%), 「4人」(4.0%) の順となっています。

また、「実際に持ちたい子どもの数」は、「2人」が41.4%と最も多く、「3人」(32.6%), 「1人」(7.7%) となっており、理想より実際に持ちたい子どもの数が少なくなっています。

図表－24 県民意識調査結果（理想とする子どもの数と実際に持ちたい子どもの数の割合）



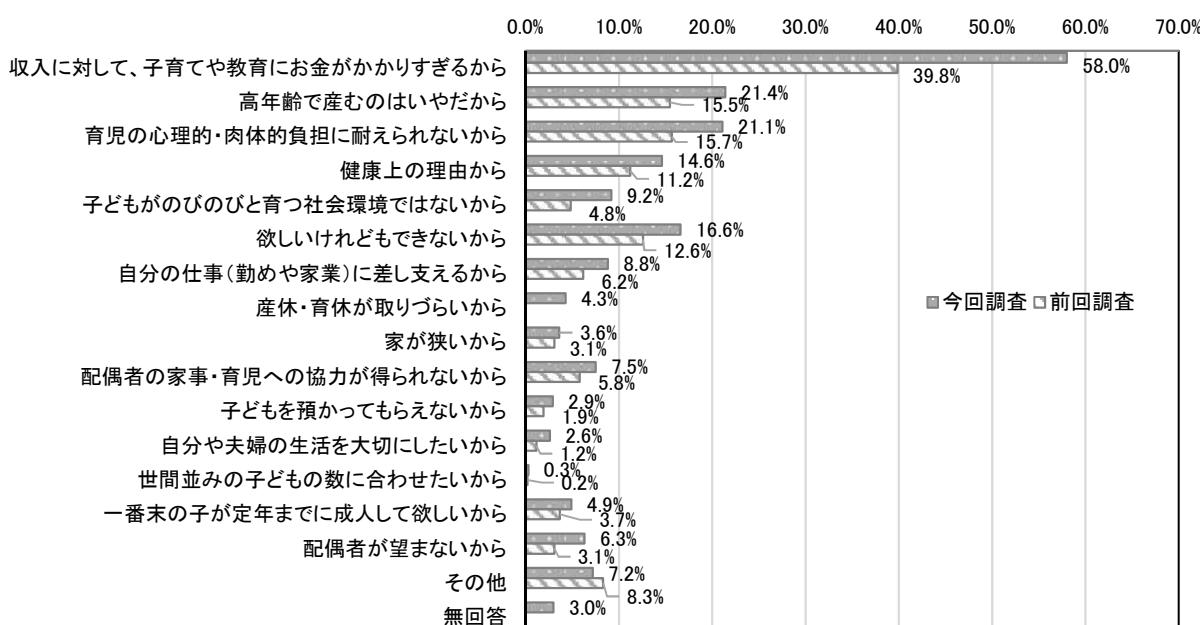
資料：県民意識調査（問60, 問63）

イ 実際に持ちたい子どもの数が少ない理由

「県民意識調査」によると、理想より実際に持ちたい子どもの数が少ない理由として、「収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(58.0%) が最も多く、次いで、「高年齢で産むのはいやだから」(21.4%), 「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」(21.1%) となっています。

前回調査と比較すると、「収入に対して、子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が18.2ポイント高くなっています。

図表－25 県民意識調査結果（実際に持ちたい子どもの数が少ない理由）



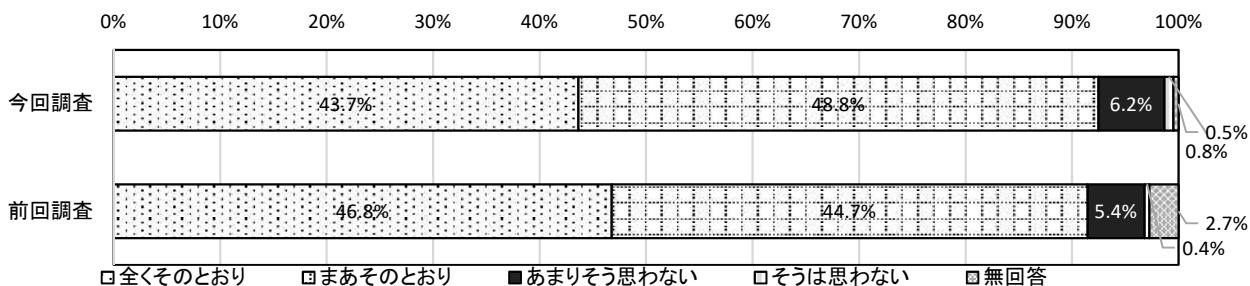
資料：県民意識調査（問64）

⑩ 子育てをして感じたこと

ア 子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと思う

「県民意識調査」によると、「全くそのとおり」が43.7%、「まあそのとおり」が48.8%、「あまりそう思わない」が6.2%となっています。前回調査と比較すると、「そのとおり（「全くそのとおり」+「まあそのとおり」）」と回答した割合は1.0ポイント増加しています。

図表－26 県民意識調査結果（子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと思う）

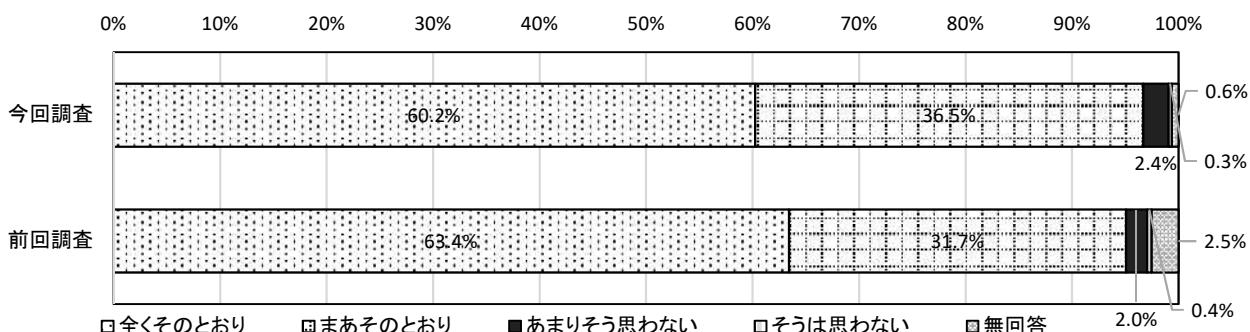


資料：県民意識調査（問33）

イ 子どもがかわいくてたまらない

「県民意識調査」によると、「全くそのとおり」が60.2%、「まあそのとおり」が36.5%となっています。前回調査と比較すると、「そのとおり（「全くそのとおり」+「まあそのとおり」）」と回答した割合は1.6ポイント増加しています。

図表－27 県民意識調査結果（子どもがかわいくてたまらない）



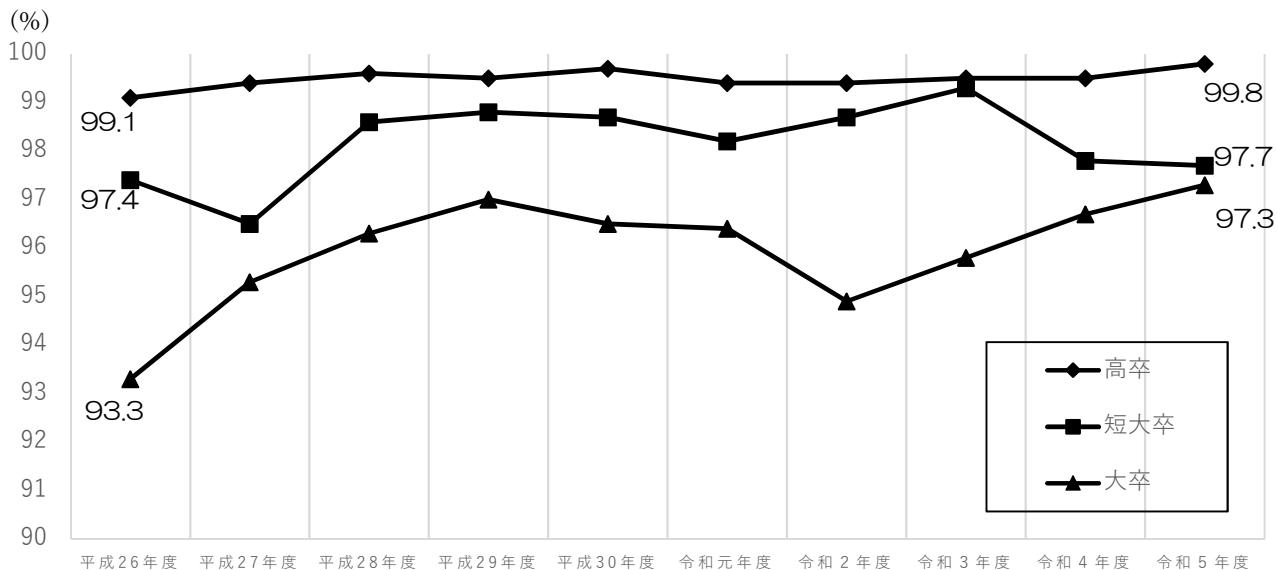
資料：県民意識調査（問33）

(4) 就労

① 就職内定率等

本県の2023（令和5）年度の新卒者の就職内定率は、大卒97.3%、短大卒97.7%、高卒99.8%となっており、近年は高い水準で推移しています。

図表- 28 本県の大学・短大・高校新卒者の就職内定率



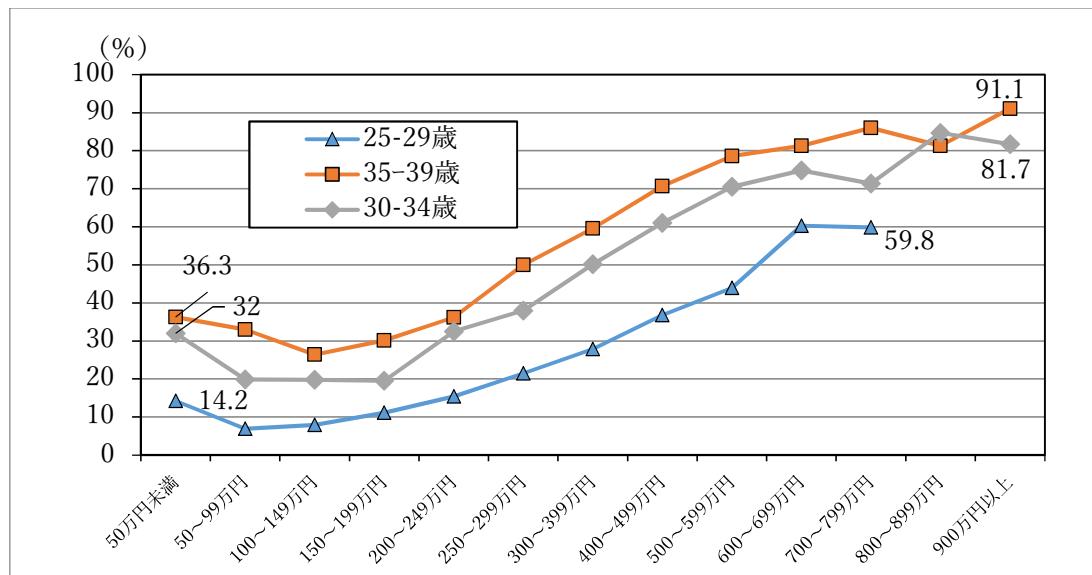
資料：鹿児島労働局報道発表資料「令和6年3月新規大学等卒業予定者職業紹介状況」、「令和6年3月新規高等学校卒業者職業紹介状況」より作成

② 年収別有配偶率

ア 男性の年収別有配偶率

我が国の男性の年収別有配偶率（2017年時点）をみると、いずれの年齢層でも年収が高いほど配偶者のいる割合が高い傾向にあります。

図表- 29 男性の年収別有配偶率



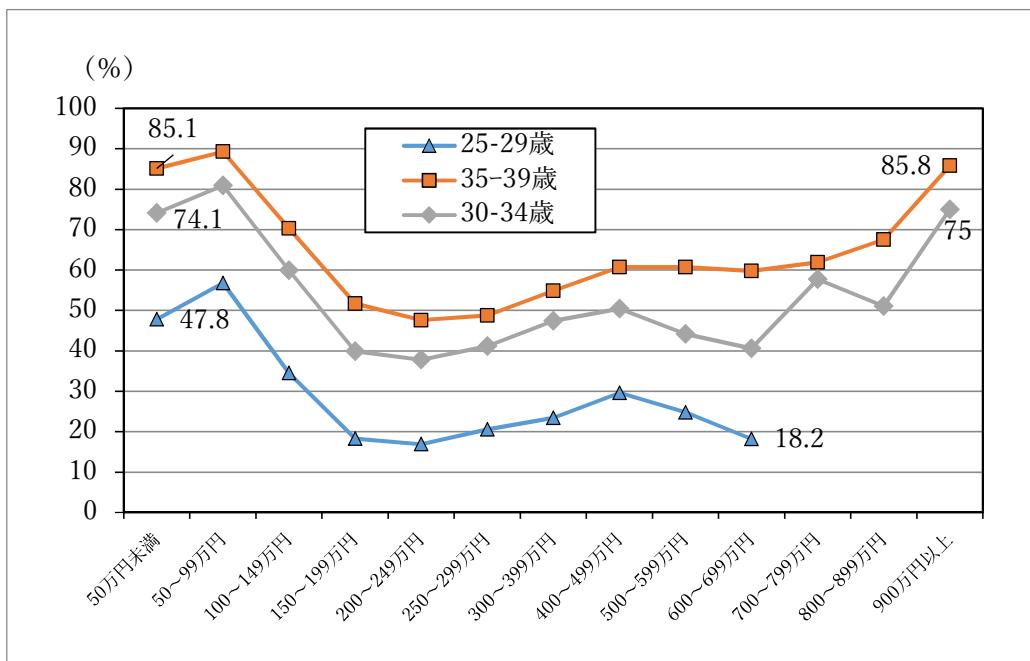
資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」(2019年)を基に内閣府男女共同参画局作成

注：25歳～29歳の800万～899万、900万以上については、サンプル数が少ないため、グラフ上省略している。

イ 女性の年収別有配偶率

我が国の女性の年収別有配偶率（2017年時点）をみると、配偶者のいる割合は、年収が低い層と高い層の両方が高い傾向にあります。

図表－30 女性の年収別有配偶率



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」(2019年)を基に作成

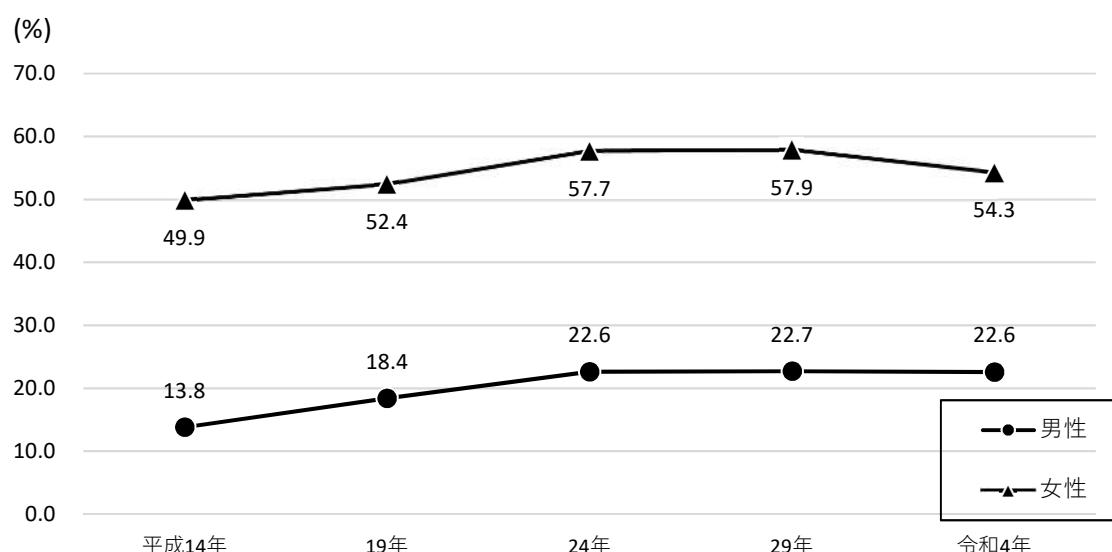
注：25歳～29歳の700万円以上の集計区分については、グラフ上省略している。

③ 非正規労働者の状況

ア 非正規の職員・従業員の割合

本県の雇用者（役員を除く）のうち非正規雇用者（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等）の割合は、男女ともに増加しておりましたが、2022（令和4）年は、2017（平成29）年より減少し、女性は54.3%、男性は22.6%となっています。

図表－31 男女別雇用者（役員を除く）に占める非正規の職員・従業員の割合の推移

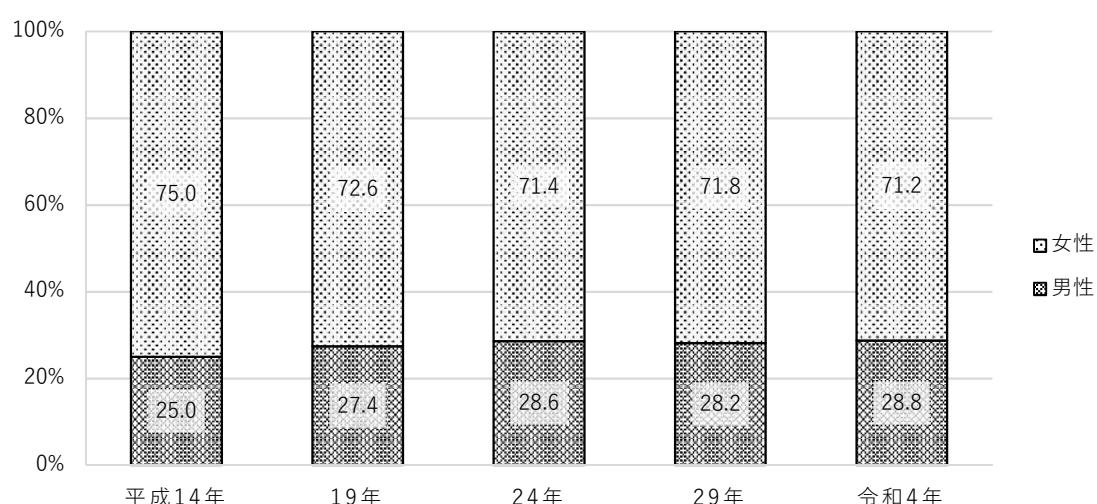


資料：総務省「就業構造基本調査」

イ 非正規雇用者の男女別割合

本県の非正規雇用者を男女別にみると、2022（令和4）年は男性28.8%、女性71.2%と女性の占める割合が非常に多くなっています。

図表－32 非正規労働者の状況（男女別）

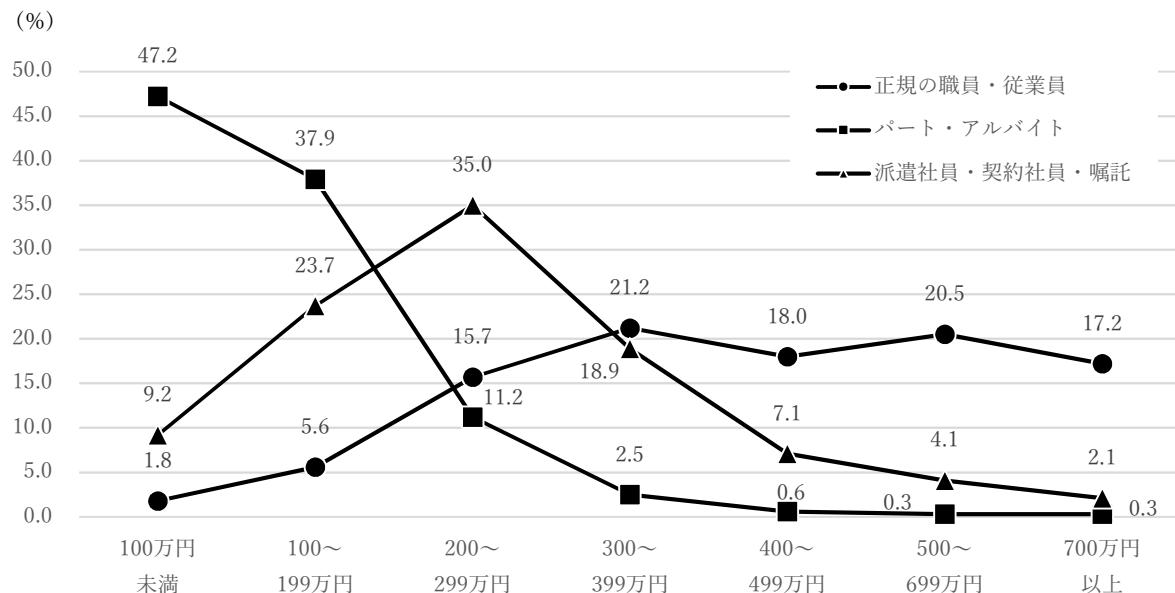


資料：総務省「就業構造基本調査」

ウ 非正規の職員・従業員の年収

我が国の労働者の年収をみると、正規の職員・従業員は300万円未満が23.1%であるのに対し、パート・アルバイトは300万円未満が96.3%で、このうち100万円未満が47.2%となっています。派遣社員・契約社員・嘱託は300万円未満が67.9%です。

図表－33 就業形態別の年収分布（全国）

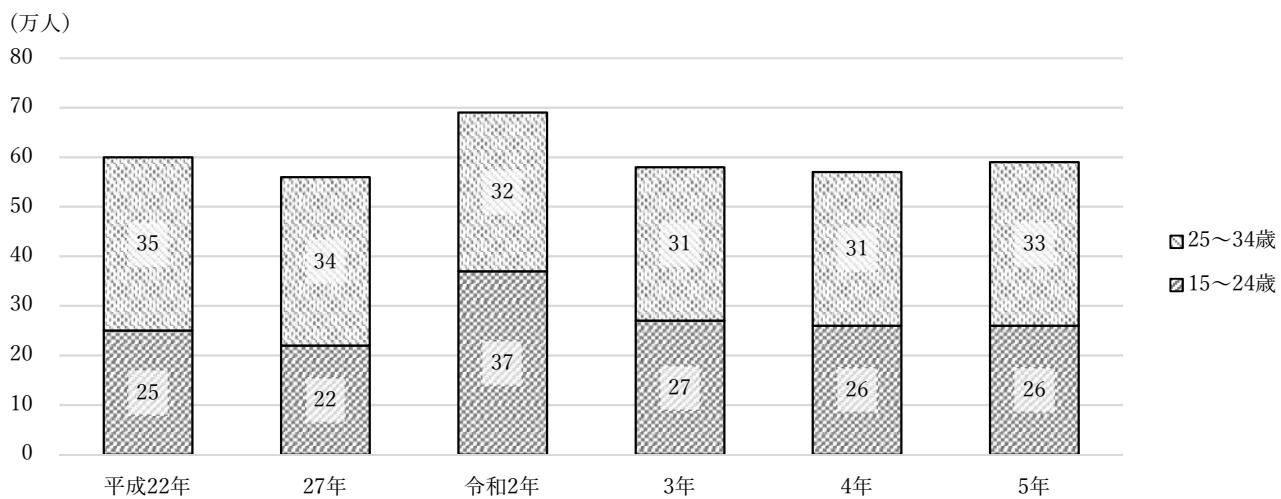


資料：総務省「労働力調査（詳細集計） 2023年（令和5年）平均結果」

エ 若年無業者^(注3)

我が国の若年無業者の数は、2010（平成22）年以降、おむね横ばいで推移しています。2023（令和5）年は59万人で、前年より2万人増加しています。

図表－34 若年無業者の推移



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

(注3) 15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

(5) 仕事と育児の両立

① 労働時間

我が国の2023（令和5）年の月間総実労働時間は136.3時間と2018（平成30）年と比較して、5.9時間短くなっています。

本県の2023（令和5）年の月間総実労働時間は138.5時間と全国よりも2.2時間長くなっています。

図表－35 月間総実労働時間の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
鹿児島県	146.0時間	144.9時間	141.9時間	139.9時間	136.6時間	138.5時間
全国	142.2時間	139.1時間	135.1時間	136.1時間	136.1時間	136.3時間

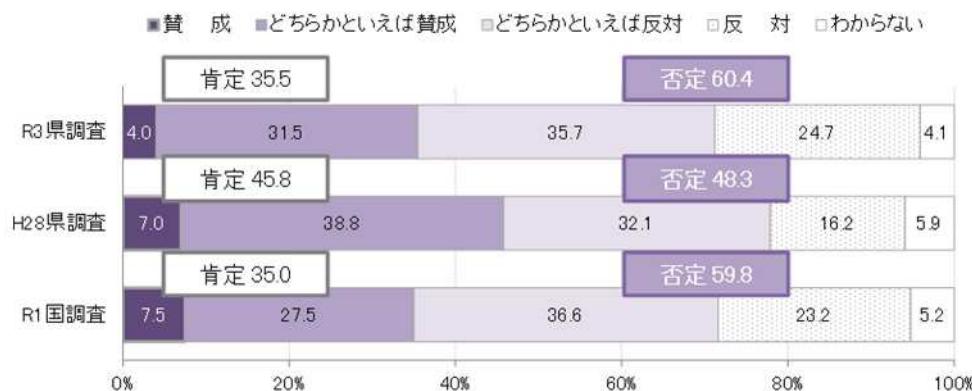
資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

※事業所規模5人以上の事業所における常用労働者1人平均月間総労働時間

② 固定的な性別役割分担意識の変化

令和3年度に実施した県民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担については、前回（平成28年度）と比較して否定する割合が増加し、「否定」と「肯定」の差が大きく開きました。また、令和3年度初めて、男性でも「否定」が「肯定」を上回り、ここ数年で意識の大きな変化が見られます。

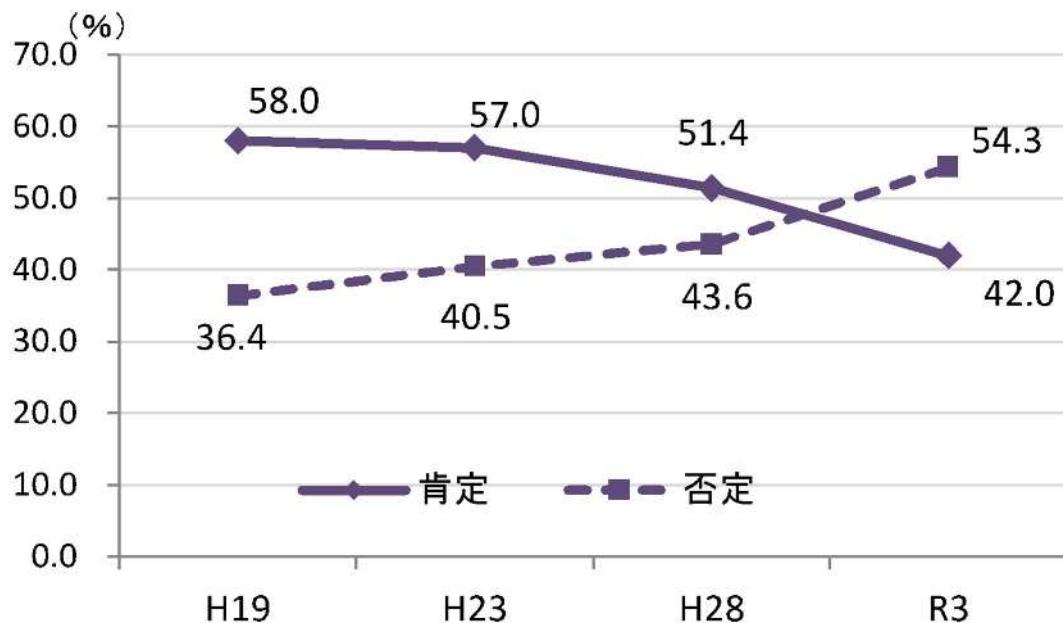
図表－36 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（本県、全国）



資料：男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識調査」

内閣府「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

図表－37 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の推移（本県、男性）



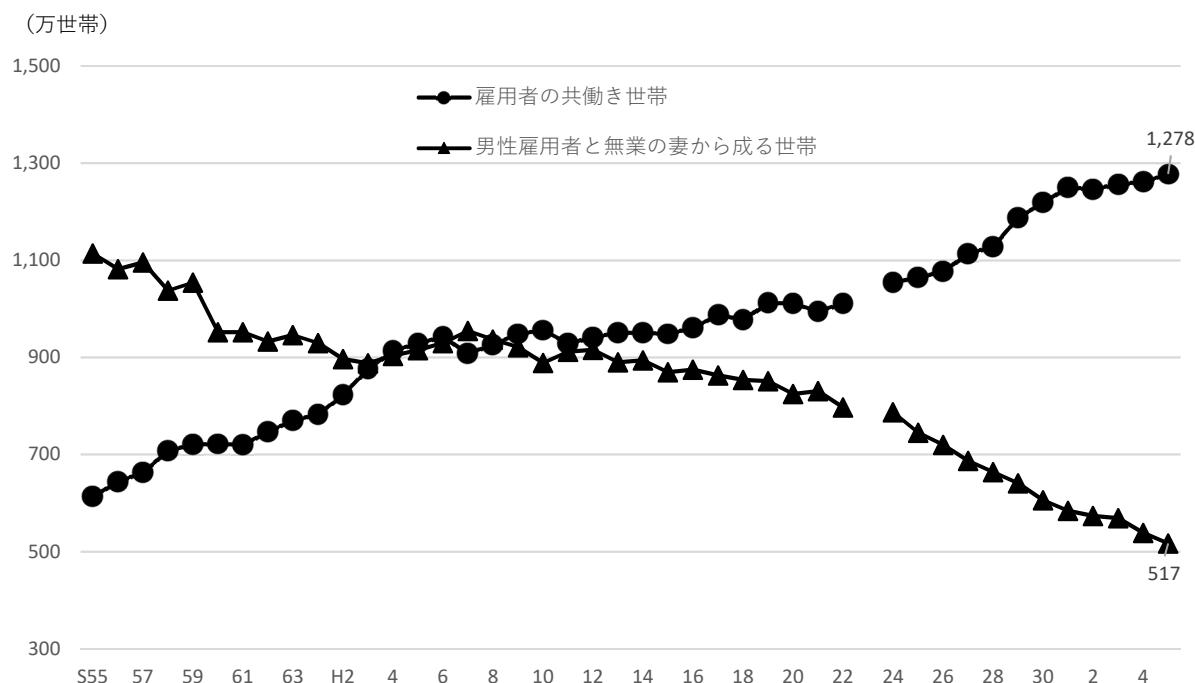
資料：男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識調査」（各年）

③ 共働き世帯の増加

1980（昭和55）年以降、我が国では、夫婦共に雇用者の共働き世帯が年々増加し、1997（平成9）年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、特に2012（平成24）年頃からその差は急速に拡大しています。

2023（令和5）年は、雇用者の共働き世帯が1,278万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が517万世帯となっています。

図表－38 共働き等世帯数の推移



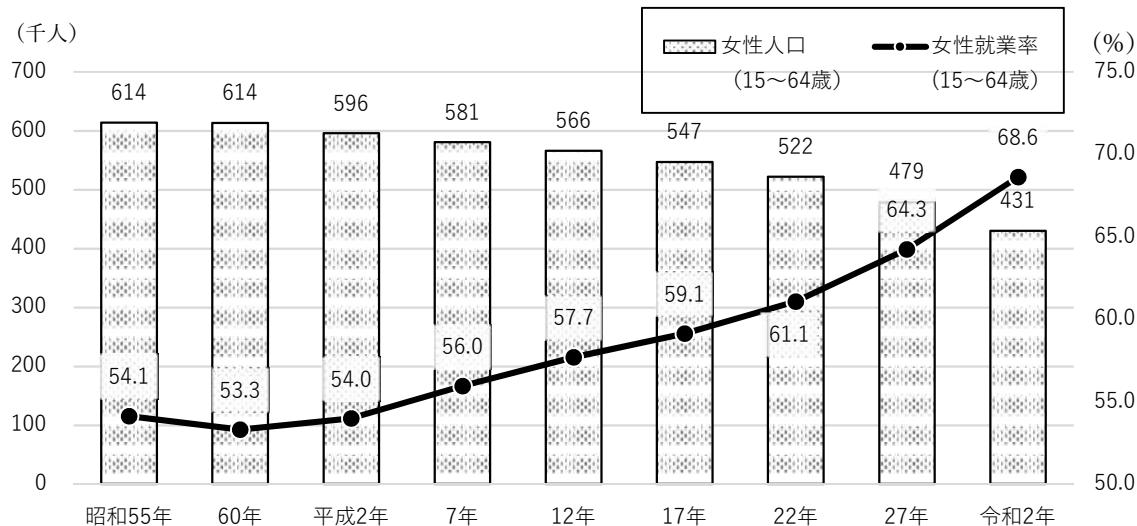
資料：昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査付き等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

④ 女性の状況

ア 女性就業率

本県における就業している女性の数(15～64歳)は年々増加しており、2020(令和2)年は68.6%に達しています。

図表－39 本県における女性就業率(15～64歳)の推移

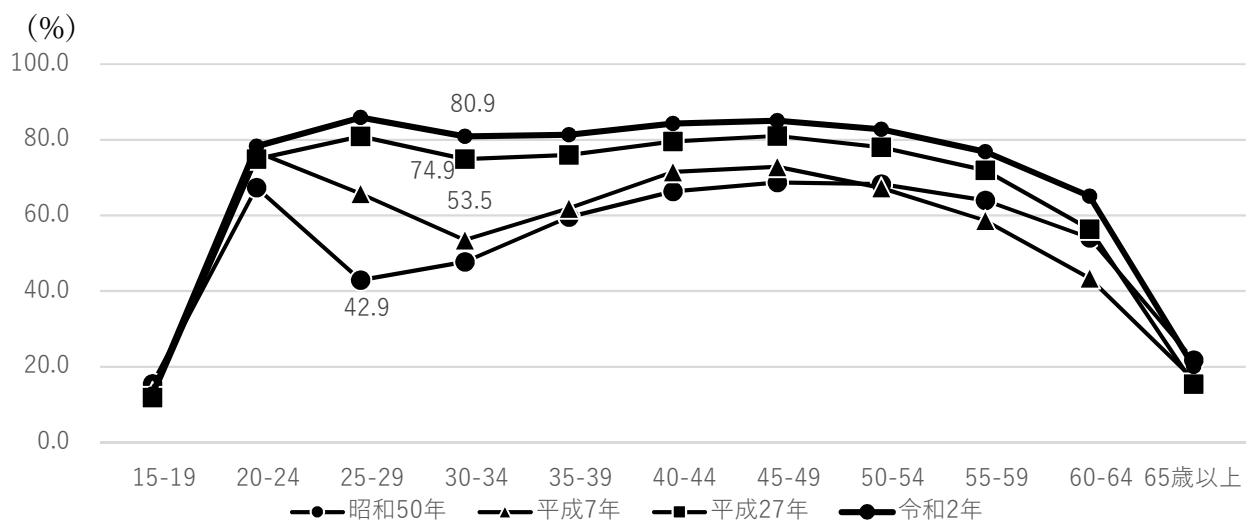


資料：総務省「国勢調査」

イ 女性労働力率(年齢段階別)

本県における女性の労働力率を年齢段階別にみると、30代前半を底とするいわゆるM字曲線を描いており、出産・育児期にいったん仕事を辞める女性が多いことを示しています。本県での女性の労働力率のM字の底は、1975(昭和50)年が20代後半の42.9%に対し、1995(平成7)年が30代前半の53.5%，2020(令和2)年は30代前半の80.9%へ上昇しており、M字の底が浅くなっています。

図表－40 労働力率の推移(女性就業率)



資料：総務省「国勢調査」より H7,S50 は男女共同参画室が作成

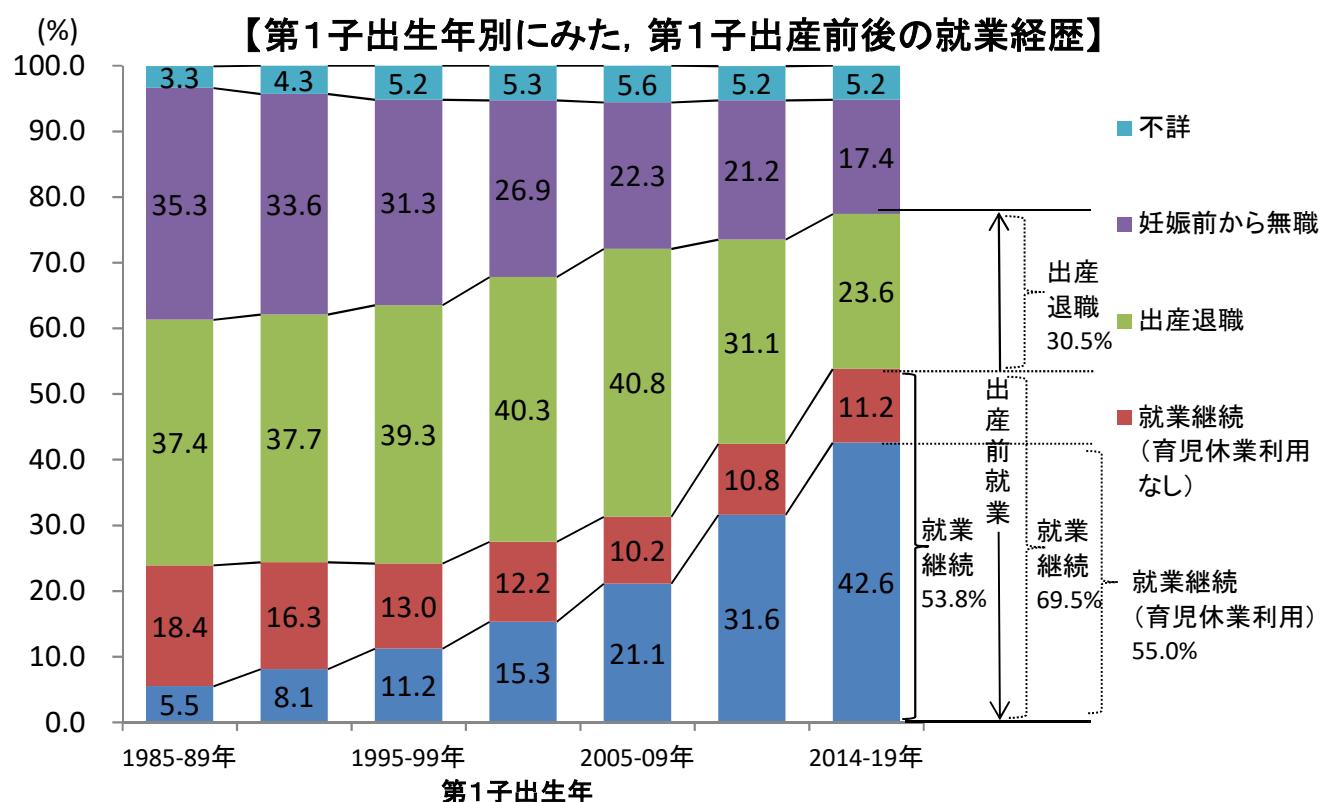
労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100

ウ 女性の出産前後の就業継続割合

我が国の女性の出産前後の就業状況をみると、第1子を出産した既婚女性で、第1子の出産前に就業していた女性のうち、出産後に就業を継続した女性の割合は、これまで4割前後で推移していましたが、2014（平成26）年から2019（令和元）年に第1子を出産した既婚女性では、69.5%へと大幅に上昇しました。

また、第1子を出産した既婚女性で、第1子の出産前に就業していた女性のうち、育児休業を利用して就業を継続した女性の割合も上昇してきており、2014（平成26）年から2019（令和元）年に第1子を出産した既婚女性では、55.0%となっています。

図表－41 女性の出産前後の就業継続割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）

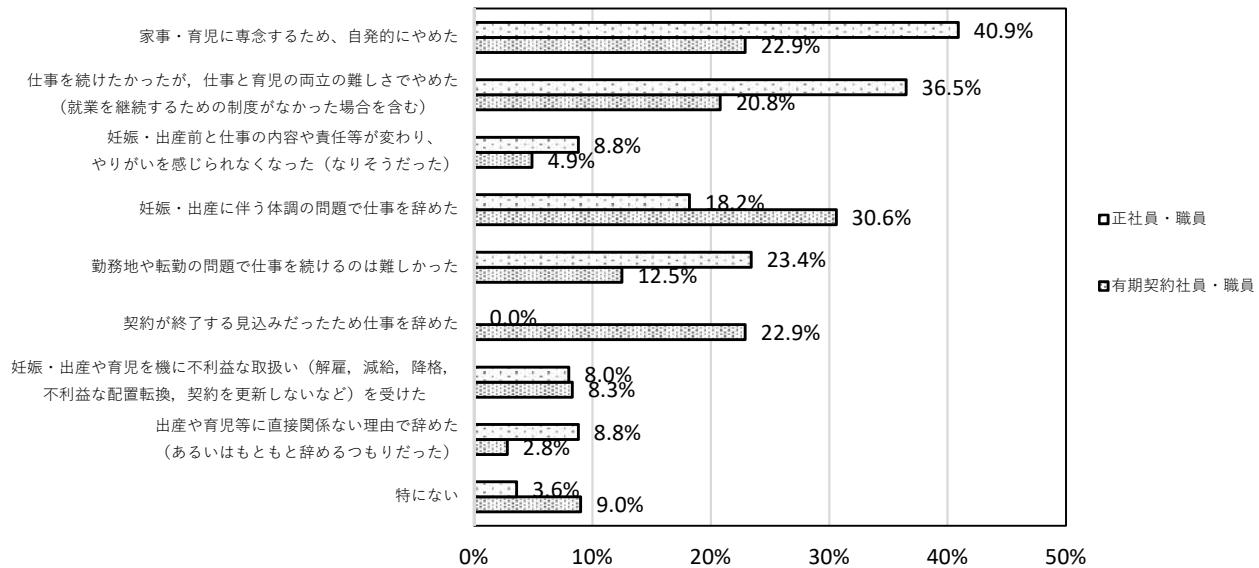
注：対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦の妻（年齢50歳未満）。図中の（ ）内の数値は出産前に就業していた妻に対する割合

工 末子妊娠・出産を機に退職した理由

我が国の末子妊娠・出産を機に退職した理由を見ると、正社員・職員では、「家事・育児に専念するため、自発的にやめた」が40.9%，「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた」が36.5%となっています。

有期契約社員・職員では、「妊娠・出産に伴う体調の問題で仕事を辞めた」が30.6%となっています。

図表- 42 末子妊娠・出産を機に退職した理由



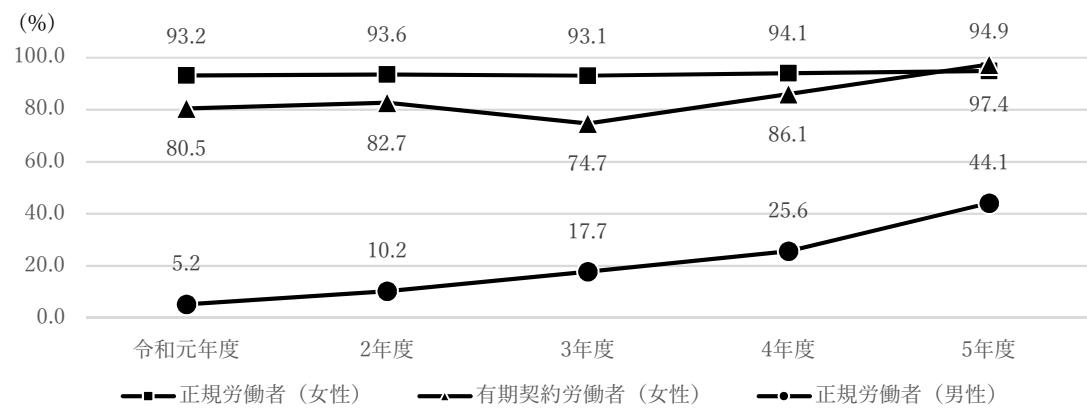
資料：厚生労働省委託事業「令和2年度 仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業」
仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査報告書〈離職者調査〉複数回答

⑤ 男性の状況

ア 男性の育児休業取得の状況

本県における男性（正規労働者）の育児休業取得の状況を見ると、2023（令和5）年度は44.1%と、2019（令和元）年度の5.2%から38.9ポイント増加しているものの、女性（正規労働者）の94.9%，女性（有期契約労働者）の97.4%と比較すると、非常に少なくなっています。

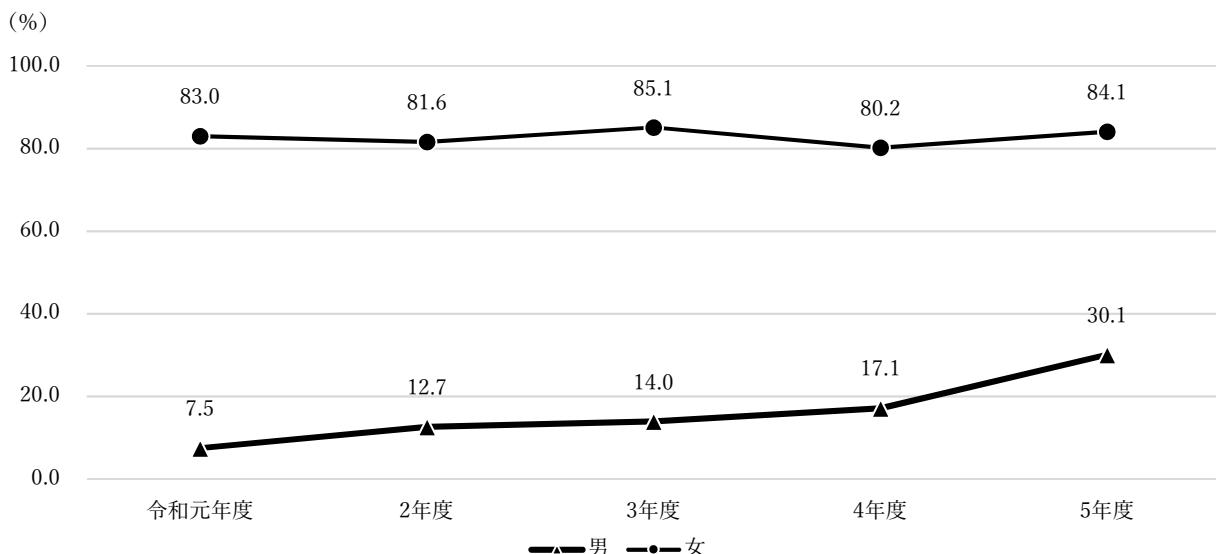
図表- 43 育児休業取得対象者・取得者の状況（本県）



資料：県雇用労政課「鹿児島県労働条件実態調査報告書」

我が国の男性の育児休業取得の状況を見ると、2023（令和5）年度は30.1%と、2019（令和元）年度の7.5%から22.6ポイント増加しています。女性については、2023（令和5）年度は84.1%と、2019（令和元）年度の83.0%から1.1ポイント増加しています。

図表－44 育児休業取得対象者・取得者の状況

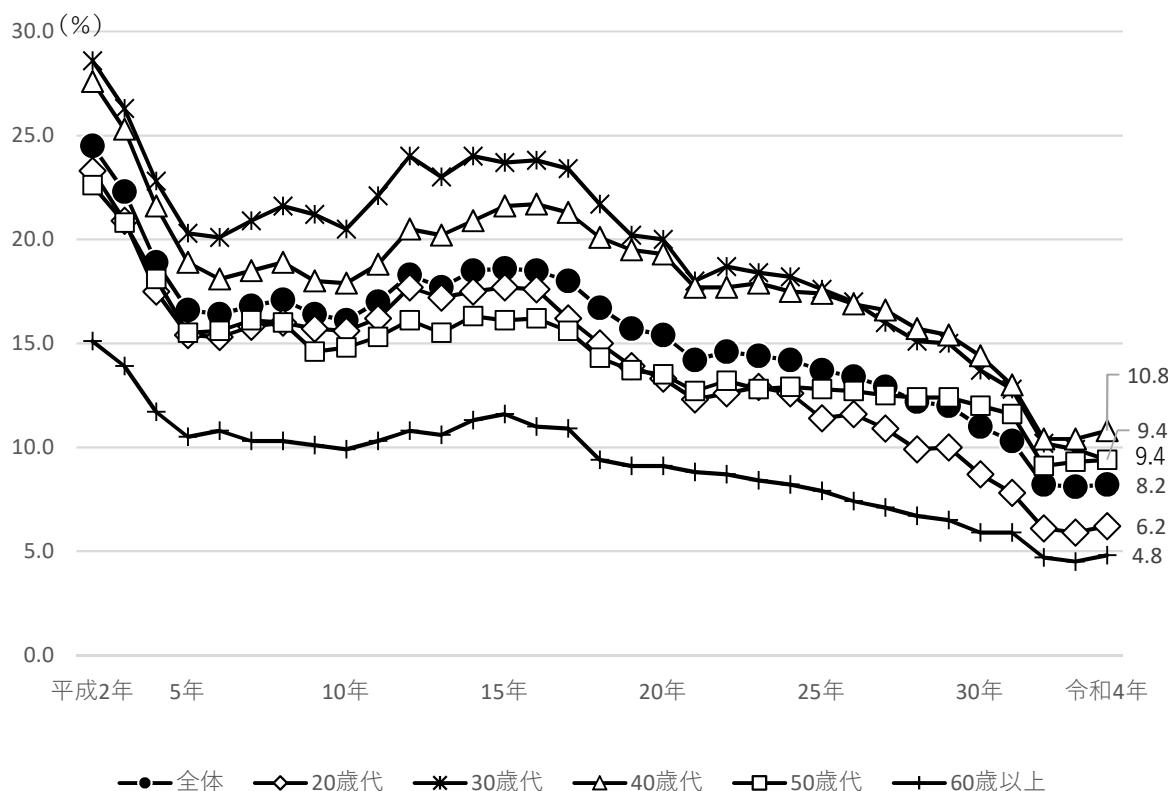


資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

イ 子育て世代の男性の長時間労働

我が国の週60時間以上の長時間労働をしている男性は、2005（平成17）年以降、減少傾向にあります。30代、40代は、2022（令和4）年でそれぞれ9.4%、10.8%と他の年齢層と比べて高い水準となっています。

図表－45 年齢別就業時間が週60時間以上の男性就業者の割合の推移



資料：総務省「労働力調査」

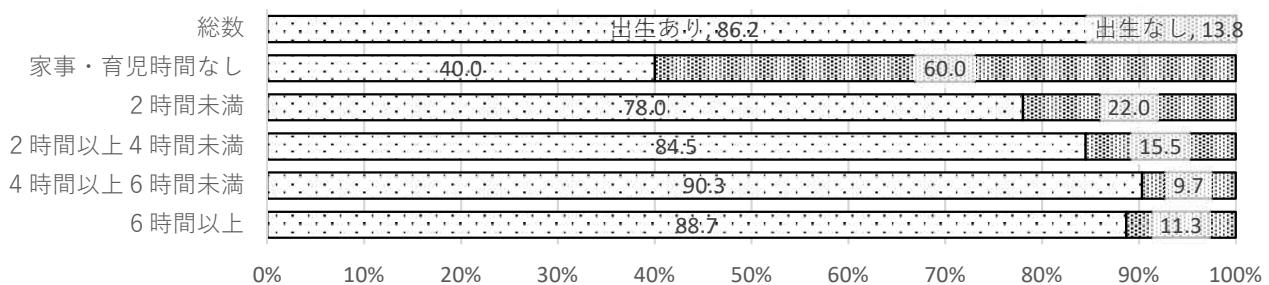
注1：数値は、非農林業就業者（休業者を除く）総数に占める割合

注2：2011（平成23）年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果

ウ 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生状況

我が国の夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況をみると、両者には正の関係性がみられます。

図表－46 夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況



資料：厚生労働省「第11回21世紀成人者縦断調査（平成24年成人者）」

工 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児時間

本県の6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間は、2021（令和3）年は125分と2011（平成23）年に比べて72分増加し、全国の113分より12分長くなっています。特に家事時間が51分と全国（30分）に比べ21分長くなっています。

図表－47 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児時間の推移（1日当たりの総平均時間-週全体）

	平成23年		平成28年		令和3年	
	全国	鹿児島県	全国	鹿児島県	全国	鹿児島県
家事	12分	13分	17分	13分	30分	51分
育児	39分	30分	49分	32分	65分	58分
買い物	16分	10分	16分	18分	18分	16分
合計	67分	53分	82分	63分	113分	125分
都道府県順位		39位		40位		12位

資料：総務省統計局「社会生活基本調査（生活時間に関する調査）」

⑥ ワーク・ライフ・バランス

本県におけるワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は、2023（令和5）年度は82.4%に達しています。

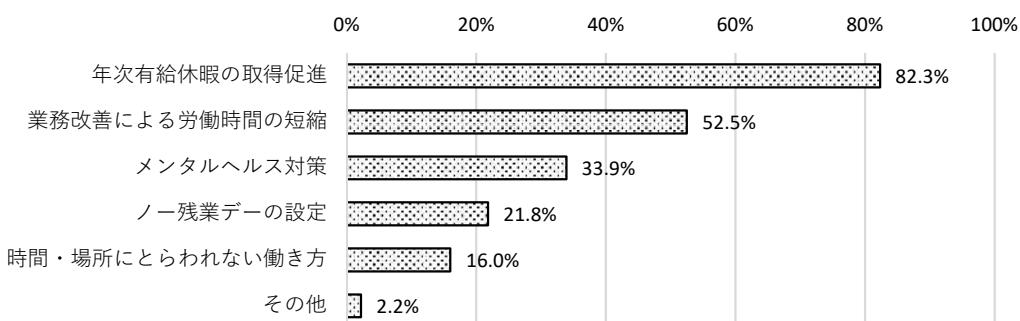
2023（令和5）年度の取組状況としては、「年次有給休暇の取得促進」が82.3%で最も多く、「業務改善による労働時間の短縮」（52.5%）、「メンタルヘルス対策」（33.9%）となっています。

図表－48 ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業

平成29年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
48.3%	54.2%	54.2%	55.3%	50.5%	86.1%	82.4%

資料：県雇用労政課「鹿児島県労働条件実態調査報告書」

図表－49 ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組状況（令和5年度）



資料：県雇用労政課「鹿児島県労働条件実態調査報告書」